

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

予 算 特 別 委 員 会 会 議 録 (4) (16.1定)			
日 時	平成16年 3月 9日(火)	開 議	午後 1時00分
		散 会	午後 5時43分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出 席 委 員	見楚谷委員長、北野副委員長、山田・横田・大橋・森井・菊地・ 前田・佐々木(勝)・松本・高橋・佐藤 各委員		
説 明 員	教育長、総務・企画・財政・学校教育・社会教育各部長、消防長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p style="margin-left: 40px;">委員長</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="margin-left: 40px;">署名員</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">書 記</p> <p style="text-align: right; margin-right: 40px;">記録担当</p>			

～ 会議の概要～

委員長

ただいまから、予算特別委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、大橋委員、佐々木勝利委員をご指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。

上野委員が大橋委員に、大畠委員が森井委員に、武井委員が佐々木勝利委員に、古沢委員が菊地委員に、斉藤陽一良委員が佐藤委員に、それぞれ交代しております。

付託案件を一括議題といたします。

これより、総務常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、自民党、公明党、民主党・市民連合、共産党、市民クラブ、れいめいの会の順といたします。

自民党。

山田委員

それでは、さきの一般質問の中から、財政、教育、消防についてお伺いしてまいります。

予算単年度の原則について

経済学者らの研究によって、財政赤字の破たんは、経済情勢以上に予算編成のしくみによって決まることが明らかにされております。逆に言うと、制度的な工夫により、財政赤字の拡大も食いとめることができると思います。そこでまず、予算単年度の原則からお聞かせください。

(財政) 財政課長

予算の原則には幾つかありますが、会計年度独立の原則として、地方自治法第208条第2項では、各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもってこれに充てなければならないと規定しております。これは、その年度に入った歳入はすべて歳出に使うことでありまして、言い替えば当該年度予算は、翌年度以降使ってはいけないことを定めております。

山田委員

それでは、その例外規定があればお聞かせ願いたいと思います。

(財政) 財政課長

第208条ではそう掲げていながら、実際の執行に当たっては、年度を越える場面がありまして、その例としましては、歳出で言えば繰越明許費だとか事故繰越しということで、翌年度以降に当該年度の予算を使えるもの、債務負担行為のように、複数年度以上の契約ができるもの、継続費のように3年以上固まった予算を対象にしております。歳入でいえば、単年度収入などがあります。今回、議論になっておりますが、赤字が出たときの翌年度歳入の繰上充用もあります。

山田委員

単年度予算の弊害について

次に単年度予算の弊害について、お伺いいたします。また、目間の予算の充用について、どう違うのか、認識をお聞かせください。

(財政) 財政課長

単年度予算の弊害としてはいろいろございますが、例えば歳出でいえば、年度末に急きょ予算消的なものが行われることが過去にはよくありました。これはなぜ発生するかといいますと、これは財政部と原部の問題ですが、財政部はどうしても実績に基づいて次の予算を考えたりいたします。例えば100万円の予算がついていて、90万円

しか執行されていなければ、次の予算は90万円でもいいだろうと、これが常道なのですが、それを避けるために、これは小樽市の場合とは言いませんが、官庁の場合、よく100万円の予算は100万円使いきる、こういう不効率な不用な予算が使われることもあります。又は、年度を区切っているばかりに、当初の年度に一定程度投資をすれば安く済むような、例えば大量に発注することで安く済むようなものが、ばらばらに毎年発注することによって、ロットといいますが、量が少なくなって、単価が高くなる、そんなこともございますし、北海道の場合にはどうしても冬があり、工事が年度を区切って4月から発注しなければならないものですから、春先の工事の発注率が少なくなると、そのような弊害がまだたくさんあると思います。

山田委員

財政再建の手法について

それでは、今回取組をなさっております財政再建に関して、今後、取り組む手法として何をお考えなのか、お教えてください。

(財政) 財政課長

いろいろな市で、予算の制度見直しをされている中で、現行法でもできるものはたくさんあるのかという問題。債務負担によって年度の当初の発注を増やすとか、発注量の平準化をすることで、そういう今までもやっているような手法もございますが、もう一つ、予算査定の問題として、今年だけの予算でなくて、2年後、3年後、仮に健全化計画を5年でつくれば、5年間の予算というものをトータルで考えて、いつどれくらい投資すれば効果が上がるのか上がらないのか、そういうことも考える必要があるのではないかと考えております。

山田委員

今回、私は一般質問の中で、複数管理ということに関連して言いました。この複数管理について、利点は何があるのかと、その考えがあればお聞かせ願います。

(財政) 財政課長

これはまさに単年度予算管理の弊害の裏返しでございます。複数年度管理をすることによって、先ほども申しましたが、工事の発注などが年度内で平準化されるだとか、投資を先にすることによってコストを安くする、又は消化予算的なことが起きないように執行する。そんなことがあるかと思えます。

山田委員

まさに、今、言っていたような利点があると思います。また、前回の中間財政再建の点検でもなさったように、今後3年、5年と、そういった関連の取組をしていただきたいと思います。

財政の評価について

この事業の評価についてどうお考えになるのかをお聞かせ願います。

(財政) 財政課長

私の方からいう評価というのは、予算と決算に対する評価でございますが、外部に評価の結果をお知らせする場合に、予算の立場からいう評価というのは、どうしても時間的に間に合わない場面が出てきます。というのは、評価というのは、ある決算をして、それを一定期間かけて評価して、公表していくわけですが、予算というのは、例えば15年度がまだ動いている間に16年度予算を年末から作り始めていて、前年度の評価をしてからでは間に合わないというような部分がございます。そういう意味で、財政的な立場から、予算の立場から、評価というのはどうしても後手後手になるだろうという考えは持っております。

ただ、これは財政課ではよくやっていることですが、前々年度の決算、又は当該年度の決算見込み、そういうものを参考にしながら、一定の評価をしながら査定をしているところでございます。どちらにしましても、予算なり決算というものは、事業の金額というものは出るのですが、その事業のやった結果、例えば道路の舗装率が何パーセント増えたとか、例えば保育所の人数の充足率がどれくらいになったとか、言ってみれば市民が知りたいのは

その効果だと思しますので、財政的な面では非常に効果が出ていると思っておりますので、そういうものをどうやって市民に知らせていくか、それが財政の面からも評価を見直す視点が必要かなと思っております。

山田委員

ぜひ市民にもわかりやすい財政の評価の方法を、今後ともとっていただきたいと思えます。

今後の給食の取組について

次に、食育に関して何点か伺いたします。今、食の環境がたいへん悪くなっております。この点について、地産地消の観点から、今後の給食の取組について、お聞かせ願います。

(学教)学校給食課長

地産地消の取組についてのお尋ねでございますけれども、学校給食は何よりも安全性が重視されますことから、食材の選定に当たりましては、国産品、道産品を主体といたしまして、地場産についても積極的に使用するよう努めてございます。また、収穫時期ですとか、集荷量の問題もありまして、100パーセント地元産というわけにはまいませんけれども、できる限り、地元産の利用状況拡大に努めてまいりたいと考えております。

山田委員

今年もそういうような取組で、安全な食をお願いします。

食の教育とアレルギーについて

次に、食の教育は指導室になると思えますが、この現状と今後の在り方、また、学校でのアレルギーのある生徒に関する現状認識と学校、件数、人数を把握していれば少しお聞かせ願いたいと思えます。

(学教)指導室長

食に関する指導で答弁させていただきます。

各学校におきましては、理科や生活科などで栽培の学習をしています。特に学校によりましては、学校の裏山にブドウ畑があったりとか、それから水田を近くに有している、そのような学校もございます。そういう学校では、地域の実態を生かしまして米づくりとかブドウ栽培などを通して、栽培の収穫の喜びなどについて学んでいるところでございます。

また、このような理科や生活科にとどまりませんで、例えば道徳の時間などにおきましては感謝する心、それから特別活動におきましては、給食の時間を通して友達と仲よく食べたりするという、いわゆる食に関する指導がございます。これは大きく四つございまして、体の健康、心の育成、社会性のかん養、自己管理能力の育成というのがございまして、特に最近は栄養状況がよくなってきてございますが、偏った食生活などがございます。そのようなことから、自己管理能力の育成などに力を置いた指導の在り方が求められているところでございます。

そのようなことから、平成16年度でございますが、各学校に教育活動の充実の観点から資料を配布しているところなのですが、食に関しましては、私どもの方で資料を作成したところでございます。それを配布しながら、各学校において食に関する指導計画の整備、関連づけた指導が充実していくようにということで、今、指導をしているところでございます。

(学教)学校給食課長

アレルギーについてのお尋ねでございますけれども、学校からの報告によりまして、現在42校中7校から、アレルギーの子どもたちがいるという報告を受けておりまして、これにつきまして、私どもの方から、現在の給食だよりのほかに、詳細な食材内容を掲載したものを配布しているところでございます。

学校教育部長

佐々木勝利委員、山田委員、先日、学校給食の中のアレルギーについて質問を受けたところでございますが、早速、実態把握をするようにということで、各学校をお願いしてございまして、本年度末に、実は国の方で各学校にどういう状況になっているのかということで調査も来てございますので、それらを踏まえて、次回あたりにその結

果等がわかり次第、皆さんにお話ししてまいりたいと思います。そういうことで、国のレベルでも、食の教育にかかわりまして、たいへん重要視しているところがございますので、その結果、このような調査が入ったものと考えてございます。今後、その件につきましては、今、課長が申しましたように、対処しながら進めていこうと思うところでございます。

山田委員

ぜひそういう前向きな取組をして、結果が出次第、お知らせ願います。

消防の基本的な活動について

3月7日は、市制施行になってから消防組織が設置された記念すべき日と聞いております。いろいろ苦勞されて任務に当たっていると思いますが、消防の基本的な活動について、お聞かせ願います。

消防本部次長

消防の基本的な活動ですが、一つには警防対策でございます。いわゆる火災、その他の災害が発生した場合に、いかに被害を最小限度に食い止めるかということでございます。もう一つは、火災の発生の未然防止と火災予防。警防と火災、これは車の両輪ということでございまして、消防本部では推進しているところでございます。

山田委員

昨年までは、消防と消防団については、市民との接点が少なかったように思います。本年1月17日の出初め式は425名の消防団員の参加があったと聞いております。それについて、どのような市民周知への変化があったのか、また、火災予防週間のパレードなどの活動があれば、少しお聞かせ願います。

(消防)総務課長

まず、出初め式の関係についてのお尋ねでございますが、長年、私ども消防本部では、出初め式を体育館前で実施してまいりました。今年の出初め式からは会場を変更させていただきまして、例年の参加している各団体、あるいは今回行いました都通り商店会など各商店会の皆様には、あらかじめ周知をさせていただいたところでございますけれども、何せ初めての試みもございまして、特別、市民の皆様には周知はしておりませんでした。ただ、終わりましたから、各店主等及び関係団体の評判をお聞きしたところ、たいへん好評でありましたことから、次年度以降もこの会場を主会場といたしまして、屋外の行事を実施してまいりたいと考えているところでございます。

消防本部次長

市民の皆様には、今後、幅広く周知してまいりたいと思ってございます。

例年、市の中心街、繁華街で防火パレードを年1回実施してございます。音楽隊の中止ということもございまして、効果的なものを考えまして休止とすることで計画してございます。それにかかわりまして、車両による防火パレードを考えてございます。また、各地区におきまして、それぞれパレードもやっておりますし、また、町内会単位で街頭広報や座談会、消火器実験などを含めまして、火災予防に努めてまいりたいと考えてございます。

山田委員

消防署、消防団、それぞれ本当にご苦勞さまでございます。消防団の方も、今後ますます重要な役割を担っていくと思います。

消防団に期待することについて

そこで、お伺いいたします。今後、消防団に期待するものは何でしょうか。もし火災現場などの、こういうような補助実例があったら、何点かでもいいですから、お聞かせ願います。

消防本部次長

消防団と消防本部とも、いろいろな形で合同訓練を実施してございます。その中で消防団の技術の向上を図るということでございます。従来、火災現場の非常線、警戒ということでございましたが、数年前から放水訓練を取り入れまして、災害現場におきまして放水を行っていただいていると。消防団は小型ポンプでございますので、な

かなか搬送手段がないという実態もございます。分団には、小型積載車、ポンプ積載車を持っているところもございますけれども、そのような実態がございまして、消防本部の車にはホースをたくさん積んでおります。スベアホースも入れまして15本から20本程度積んでおりますので、消防団の方には、これは指揮者に断らなければならないのですが、どうぞ遠慮なくホースを消防車から延長してくださいということで、現場におきましても、放水訓練を取り入れているところでございます。

そういった中で、訓練というのはやはり体で覚えるということで、一番大事なことであろうと思っております。今後、さらに訓練の充実を図りまして、また、研修等も行いまして、消防団の知識・技術の向上に努めてまいりたいと。また、あわせて、火災予防面につきましては、この春から女性消防団員の高齢者世帯、あるいは独居老人世帯の声かけ運動といいますか、予防啓発運動を計画してございまして、この両面におきまして、幅広く消防団と連携をとって実施してまいりたいと考えているところでございます。

山田委員

本当にそういった形で一致協力して、今後ますます頑張ってくださいと思います。

横田委員

教育委員会の方に何点かお伺いいたします。

習熟度別授業について

習熟度別学習、習熟度別授業についてです。代表質問で、学習到達度の違う子どもたちを画一的に教えてもいいのかというような趣旨でお尋ねしました。

お答えでは、そういった習熟度別の授業を全国7割で導入、又は導入しようとしているということで、私の調査でもそうでしたが、現に導入している数字などはありますか。導入しようとしている、入っていた部分もあわせてお願いします。

(学教)指導室長

習熟度別授業に関するご質問でございますが、現在、指導方法の工夫・改善としまして、ティーム・ティーチングなどで加配を受けている学校がございます。その学校の中で、例えば算数の時間に2人の先生が一つの教室に入っておりますので、それを勉強のやや進んでいるグループとじっくり勉強したいグループに分けて、取組が始まっているところでございます。

横田委員

実際、全国でやっているという数字は出ていますか。

(学教)指導室長

実は、調査の時点では、予定などが含まれての7割というところでございまして、実施の状況については、4月以降の調査の中で明らかになるものと考えてございます。

横田委員

具体的な数字はわからないにしても、多くの学校が現在もやっているところは間違いなくと思います。その答えの中に、習熟の程度に応じた指導を行っている教員は約20パーセントということですが、これはどういうことですか。

(学教)指導室長

この調査の中では、教員は2割しか実施していないというようなまとめになってございます。これは、調査の時点では予定も含まれての7割ということでございますので、この部分で若干のそごがあるのかと思っておりますが、今後、この調査が再度行われた中で、このかい離については埋まっていくのではないかと考えてございます。

横田委員

全教員の2割が習熟度別授業を行って指導しているということなのですが、これは当然、教育課程の編成、それから実施状況ですか、編成のときにこの習熟度別をやるといふ、そういう編成を当然出されるわけですよね。そういうことではないですか。ちょっとその辺がわからないのですけれども。

(学教)指導室長

一番大事なことは、一人一人の子どもがよりよくわかるという、委員のご指摘のとおりだと思います。したがって、各学校での指導計画の中には、教材とか、教具とかが明記されますので、その中で、例えば現在の指導方法における改善では、この単元ではチーム・ティーチングをという形で位置づけられてございます。その中に、今後は習熟度別授業について、特に例えば理解の程度に差が生じそうだという実績を踏まえて明示していくなどの取組を進めていくようにということで、大事と思ってございますので、そのような方向で指導してまいりたいと考えております。

横田委員

その後の答えの中で、小樽でも今言われたチーム・ティーチングの加配の関係で、小学校6校、中学校4校で習熟度別の学習を行っているということなのですが、これはどうでしょうか。加配を何名受けていて、その受けた先生方が全部その習熟度をやっているということではないのですか。

(学教)指導室長

実際、指導方法における体制では、例えば2人の先生が一つのクラスに入って、個別にやや遅れがちの子どもにつく場合もございます。グループに分けて指導する場合もございます。ですから、いろいろな形態がございまして、その中の一つとして習熟の程度に応じた指導が、今行われ始めているということでご理解をいただければと思います。

横田委員

行われて始めているということですね。つまり今後の充実を図るということ、そういうことで理解しておきます。それについては、総務常任委員会でもお聞きます。

学校保健委員会について

次に、学校保健委員会についてお尋ねしますが、先般ご案内のとおり、北見市で学校保健法で定められている健康診断を40数年間やっていなかったという事例がありました。本市はそんなことはないだろうと思って見ましたら、確かに予算が600万円ぐらいついておりましたので、こちらの方は安心しましたが、学校保健委員会というのがあるのですが、これについて説明願います。

(学教)学務課長

学校保健委員会といいますのは、学校保健法の第2条に児童・生徒の健康診断、環境衛生検査、そういったものに対して計画を立てて実施しなければならないとございます。それに基づきまして、昭和33年文部省の体育局長の通達がございまして、この学校保健計画を実施するに当たりまして、いろいろな手だてがあるのですけれども、その中の一つとして、例えば学校保健委員会などを設置してといいますか、法律の必置義務ではございませんけれども、それに基づいて学校保健計画を立てなさいといったような組織でございます。

横田委員

必置義務ではないということですが、学校保健法には当然書いていないのですが、昭和33年と相当古いですが、そういった文部省の通達だとか、昭和47年の文部省保健体育審議会の答申だとか、新しいところでは平成9年にも保健体育審議会答申、そういったところで、ところどころで学校の児童の保健のために、そういった保健委員会を設置しているいろいろなやりなさいとなっているわけでありまして、小樽市にはこれがあるのかないのか。

(学教)学務課長

小樽市内小中学校全部にはございませんけれども、何校かに学校保健委員会は設置されてございます。

横田委員

何校ですか。

(学教)学務課長

平成15年度の調査では、小学校3校ということになっております。

横田委員

全国の数字を見ますと、70数パーセントの学校で設置をしているということで、本市は42校中3校ということですが、これ財団法人日本学校保健会の学校保健委員会のマニュアルというものを読みますと、校長、教頭がおりまして、教職員の代表、これは保健主事だとか教務主任だとか、それから児童・生徒の代表も入るようです。児童・生徒会の役員等々、それから保護者の代表。それから、指導助言者として、学校医、学校歯科医、学校薬剤師、関係機関代表が教育委員会、保健所、警察署、民生委員、保健所など、それから最後が地域の人々ということで、商店会など町会関係者という広範な人たちが集まって、必置義務ではないですけれども、学校ないしは児童のためにさまざまな活動をなささいという通達等が出ているわけです。そのうちの42校中3校というのは、ちょっと寂しい数字と思いますが、この辺についてはどうお考えですか。

(学教)学務課長

確かに小樽市の小中学校の中で3校というのはたいへん少ない数字かと思えます。ただ、先ほども申し上げましたように、保健委員会というのは法の必置義務ではなくて、児童・生徒の学校保健の計画を立てるための手段といえますか、推進するための機関ということでございますので、現在、学校においては、学校保健法に基づきまして、それぞれ健診等を行っているわけですが、その中において学校医、学校歯科医、学校薬剤師会、そういった方々のご意見なども、当然健診のときにあるわけですから、意見を取り入れて、学校の中で計画を立てていると考えておりますので、あつたにこしたことはないのしょうけれども、なくても、学校保健法の健診に向けてはいけるのではないかというふうには考えてございます。

教育長

学校保健委員会は個々の学校で組織をするわけですが、昭和33年、46年といえますと、主任制の問題で行政に争いがありまして、保健主事を置くことが不可能であったという状況がずっと続きましたので、学校保健委員会という組織がなかなか設立できなかったという状況がございます。最近になりまして、養護教諭は保健主事に養成することができるといふように法改正がおきましてから、保健委員会に対する認識が少し変わってまいりました。それとは別に、全市的な学校保健会というのがありまして、それに医師会、歯科医師会、薬剤師会、それから教育委員会、まれになのですけれども、警察の方が入って、会議を開いていると。学校医からは、教育委員会に個々の学校に対しての指導を厳しくするようにという要請がありますけれども、学校の組織がなかなか拡大しないという面で、現在そういうことになっております。

横田委員

当時の事情をお伺いしておりましたが、今は、昔言っていることで、そのままつくるべきではないなんて話にはならないと思えますので、その辺はぜひ進めていただきたいと思えます。この学校保健委員会の役割は、今、何点か計画をつくるだけという話もありましたけれども、具体的な活動としてこんなことが期待できますと、インターネットでたくさん出たので、中には災害時の避難や対応等について、家庭だとか地域社会との理解をうんぬんだとか、交通安全、あるいは生活安全、それから障害を持つ児童・生徒が健康に生活できる社会など、たくさんあって読みきれませんが、そういったことをやはり学校単位でやるのが非常に重要でないかなという気はいたします。ぜひもう少しその比率を上げていただくとか、あるにこしたことはないけれども、なくてもというのはちょっと何か後ろ向きな答弁かと思えますので、予算で600万円がついているのは、全市的な学校展開へのということですか。

(学教)学務課長

学校保健委員会に対する予算はつけてございません。先ほども申し上げましたように、学校長が設置をするという機関でございますので、そのための予算ではございません。

教育長

学校保健委員会でどういうふうに活動していくかというのは、確かに非常に大事な仕事だと思います。子どもの安全が非常に今心配されている状況にありますので、この4月から発足いたします学校評議員、これは全校に置きたいと思っておりますので、評議員には地域の方々、児童・生徒の保護者も入りますので、そちらからのそれぞれの働きかけという点も含め進めてまいりたいと思います。

横田委員

なぜ学校保健委員会の話をしたかということ、実は学校医の先生とお酒を飲んだときに、このように通達等で決められているのに、小樽はないのだよという話になりました。全国7割の学校であるのが、小樽は1割に満たないということでおかしいと思いますので、今後の学校保健委員会の在り方だとか、設置方法について検討いただきたいと思います。

卒業式における国旗・国歌実施について

3月15日、卒業式がありますので、卒業式に向けて、学習指導要領どおり実施できるのかできないのか、指導なさっていると思いますので、この指導した内容とそれから見通しといいましょうか、昨年とどう違うのか、同じなのか、この辺をお聞きしたいと思います。

(学教)指導室長

卒業式における国旗・国歌の実施にかかわるお尋ねでございますが、このことにかかわりましては、一貫して学習指導要領に基づいて適切に実施することが重要なことであり、教育委員会における重要な課題であると受け止めてございます。したがって、4月以降、各校長に対する指導を継続してございました。また、長期休業期に入りましたら、個別にまたグループ別に、校長からの聞き取りや状況の把握に努めてまいったところでございます。

また、8月には、北海道教育委員会から、全校における実施をという強い指導も受けてございます。このような指導を踏まえまして、各学校長に対しましては、国旗・国歌の適切な実施、とりわけ全校実施をということで指導したところでございます。現在、校長先生方の聞き取りによりますと、昨年の実施よりもさらに改善をしたいということで、一歩でも半歩でも前進したいということでの話をいただいているところでございます。今後とも、校長会と一体となって、期日は短いですが、取り組んでまいりたいと考えてございます。

前田委員

予算説明書の中から何点かお伺いをいたします。

歳入について

まず、歳入減となった主な科目、それと歳入増となった主な科目についてあわせてお伺いします。

税務長

歳入におきまして増となったもの、減となったものということでございますけれども、まず減となったものとしたしましては個人の市民税、それから法人の市民税となっております。また、増になったというような部分では、固定資産税及び都市計画税、軽自動車税、たばこ税、入湯税となっております。

前田委員

それで、市税の中身、個人市民税、法人市民税、これが減になったということで、前年度に比較して、個人では3億5,620万円、8.22パーセント減少、法人では2,590万円、昨年度がちょっとプラス傾向だったので、今回は1.9パーセントと、市税等から聞いたら、そうなってございます。それで昨年と比較して、特徴的なことがあればお

聞かせください。また、来年度以降も含めて今後の歳入の見通しをお聞かせいただきたい。

市民税課長

特徴的なことですが、個人市民税、法人市民税につきましては、特に個人市民税、おわかりのとおり、人口の減少に伴いまして納税義務者が減っているということと、また、景気の低迷によりまして収入・所得が減少しているということで、なかなか増加傾向にはならないと考えております。しかしながら、平成16年今議会におきまして税制改正がありますので、それらに伴って若干の増加傾向にいくのではないかと考えております。

前田委員

それでは、一つ一つ見ていきたいと思うので、この固定資産税の歳入では、前年度予算額70億4,960万円に対して今年度予算額が71億6,040万円と、1億1,080万円の増加となっております。先ほどの歳入増となった科目にも入っておりますけれども、地価などの評価額が下がっているという、そういった状況の中で増額になってくるということはどのような原因なのかなと思いますけれども、主な原因についてお聞かせください。

(財政)資産税課長

固定資産税、都市計画税についてですが、まず調定額で見ますと、土地は価格の下落傾向が続いておりますけれども、自然増や負担調整による増加の幅よりも価格の下落の影響が大きいため、減となっております。家屋については新增築分が約400件ぐらいありますため、若干増加しています。償却につきましては、設備投資が依然として活発とならないために、減価償却による減が大きいため、若干の減となっております。この結果、トータルとして固定資産税額は、前年より若干の増という形になっております。

前田委員

土地の評価は3年に1度見直しするのかな、これはいつなのか、それで評価替えになって税額は増加、減少、どちらの傾向になっているのですか。

(財政)資産税課長

土地の評価替えにつきましては3年ごとということで、平成15年度が評価替えの年になります。平成16年度が第2年度になるわけですが、土地の価格の下落がありますので、その下落修正は16年度に影響を与えております。

前田委員

苦しい材料はないということですね。

それで、軽自動車税についてもお聞きしますが、前年度予算額9,675万円に対して1億370万円と、695万円増額になっております。それで軽自動車税の税額というのは、下から上まで幅広いわけですが、一般的には4,000円かなというふうに私計算しまして、割り返しましたところ、1,737台と出たのですけれども、平成16年度、軽自動車1,737台が新規登録になって走り出すと、これ街の中が相当にぎやかになると思うのですけれども、これらのことについて見通しというのか、担保についてお聞かせください。

(財政)市民税課長

軽自動車税につきましては、原付自転車等につきましては減少傾向にありますけれども、今、委員がおっしゃいました普通乗用の軽自動車、その部分につきましては、普通自動車から軽自動車への切替えが盛んに行われております。というのは、軽自動車につきましても、4輪駆動車とかワゴン車とか、いろいろな形が普及した傾向がございますので、ここ数年、約6パーセントから10パーセントずつ増加傾向にありますので、それらを見込みまして、今回このような収入増として見込ませていただきました。

前田委員

入湯税につきましては前年度予算に対しまして240万円増額となっております。宿泊での150円課税地域と課税施設、同じく日帰りでの100円課税地域と課税施設についてお聞かせください。

(財政)市民税課長

確かに日帰り客につきましては、日帰りを専門としております湯の花やおспа、コナミなどがございます。また、朝里川温泉地区をはじめとして、宿泊客とあわせて日帰り客と両方やっている施設がございますけれども、日帰り部分につきましてはご存じのとおり、1,000円以下非課税という減免規定がございますので、なかなか伸びていないというような現状にあります。ですから、日帰り客については減少傾向にありますけれども、昨今の入湯客といえますか、朝里川地区の温泉ブームといえますか、観光客の入込みが増えておりますので、その部分で宿泊客の入湯税が増加している部分が、この240万円に当たります。

前田委員

そうすると、課税すると、昨年度と同一の条件で増収が見込めるといってよろしいのですか。

(財政)市民税課長

そのように見込んでおります。

前田委員

歳入の今年度予算の目玉になっている雑入。予算説明書の昨年度の同部分を見ますと、何も説明書きがなされていないのです。今年度部分を見ますと、この説明がなされているという。なぜなのかと説明をお願いします。

(財政)財政課長

確かに諸収入の雑入の中で、さらに雑入ということで、最後の45番目の節に、雑入19億1,522万5,000円を計上しております。それにつきましては、昨年までは、この雑入の中身がございまして、公衆電話の使用料だとか、庁舎の光熱水の管理経費、これらのものを集めてこの雑入というところに計上しております。ただ、ご存じのように、今年は19億円の財源不足を形式提示をしなければならぬことがありまして、どういうふうにご存じを表現したらいいのかなと、この19億円をまぜてしまって1個の雑入というのはあまりにもわかりづらいということで、赤字予算の先進市といえますか、何市かこういう赤字に苦しんでいるところがございます、そちらの方の予算書などを見せていただきまして、全雑入、雑入、雑入の中にこういうふうの中身を分けて提示をしているようですので、それに倣いまして、本当にすべて雑入というのが今回の形式提示と、そういう意味でこういう表現にしております。

前田委員

そうすると、昨年はなかったと、今年はこういうふうに表示されているといった、この8本は収入の見込みはあるということですね。この雑入の部分がこういうふうにご存じを1本でくくられてしまっているということだろうと思えますけれども、私も勉強不足で、雑入の項目とは何かと思って聞こうと思ったのですけれども、8本はその中の一つ、また、9本目がこれくった1本ということだろうと思えます。それで、その雑入の一番最後の9本目の歳入の可能性、これどうですか。

財政部長

この19億円の性格について今、財政課長が申し上げました。結果として、編成の段階で、これがやはり財源不足ということを出たものを形式的に置いたわけがございますので、これをどうやって埋めるかというのが非常に大きな問題で、まず今の段階では可能性が非常に薄いわけでありまして。しかしながら、この16年度予算の収入に当たってさまざまな努力をして、この19億円の額をいささかでも縮めていくような努力をやらせていただく。ただ、今の段階でこれを埋めるというのは、それは全くできないというか、無理ですけども、努力は続けていきたいと。

前田委員

歳出について

歳出の件について2点ほど。

体育館の委託料、15年度3,745万円、16年度が2,120万1,000円、1,625万円減額になっております、この主な理由、原因を教えてください。

(社教)上杉主幹

総合体育館の委託料につきましては、主な減額の内訳は光熱水費、いわゆる電気料、重油等の減額でございます。これにつきましては、15年度委託料の中に含まれてございましたが、16年につきましては相手方と協議いたしまして、重油等につきましては、その都度料金が変わるということで、相手方に負担をかけるということで、16年度より委託料の中から削除いたしました。

前田委員

ということは、受託者側から、断ってきたということですか。

(社教)上杉主幹

あくまでも話し合いの上に、なかなか管理・運営が光熱水費については難しいということから、私どもと協議いたしまして、そういう形になりました。

前田委員

今のことについて何か問題が起きたのですか、具体的にお聞かせください。

(社教)上杉主幹

具体的には特に問題はございません。

前田委員

問題がないとしたら、なぜそうなったのかということを知りたいのですけれども。

(社教)上杉主幹

先ほど申し上げましたとおり、管理・運営の中で電気料等の節約だとか、光熱水費の中の重油等の使用については非常に変動するということで、相手側もたいへん運営について苦労しているということで、話し合いの結果、そういう形にしていきたいということから削除いたしました。

前田委員

ということは、赤字が出たということであっていいのですか。

(社教)上杉主幹

現在のところ、赤字は出ておりません。

前田委員

苦労したということは赤字が出たのかなと、それに近づいたというか、そういうことを想定されたから、こういうことをされたのかどうか、その辺を知りたいのですけれども。

社会教育部長

今、主幹の方からも答弁いたしましたけれども、光熱水費というのは、どうしても寒暖等によって変動が毎年あります。そういった中で、それを固定した委託料という中で組むのは非常に不便性があるということなものですから、委託1年目の実態を踏まえて、これは2年目になるのです。2年目においてはもっと弾力的な事業展開をしたいということで、光熱水費は外したということでございますので、ご理解をお願いします。

前田委員

わかりました。民間委託にしてからの利用者の評価はどうですか。

社会教育部長

委託をして市民からどういう評価を受けたかということの質問かと思えますけれども、今のところ、特に市民側からクレーム等はないというふうに感じてございます。

前田委員

この1,625万円が減額になったからどうのこうのということではないのですけれども、2,120万円というのは、ほとんど恐らく人件費の関係で使われるのだらうと思うのですけれども、私の知っている限りではほとんど余裕がないのです。それでNPOといえども、いろいろと諸経費がかかるのです。税金もかかりますし、いろいろかかるの

で、もっとこの辺は細かく時間があれば聞きたいところだったのですが、そういったわけで、受け入れる側がその気になって受けているからよしとするという場合もあるでしょうけれども、なかなか現実には厳しいというところで、市の職員が直接当たった場合、また、今回のように委託した場合、相当な差額が出ているはずなのです。金額はここでは聞きません。相当出ているはずなのですけれども、相当今安い、いっぱいいっぱい金額で出ているということで、ほとんどもう決められたもので払ってしまうと、この数字すっかり消えてしまうのかなという状況に実際問題があると思うのです。NPOといえども、やはりいろいろと諸経費がかかるということで、いくらかこれで決まってしまうのかなという感もありますけれども、若干余裕を見てもらったような見積りというのか、これを立てていかないと、今年2年目ですけれども、今年度一部、これから来年度以降も、また全面委託等々もなされるような施設もあるやに聞いておりますので、この辺、少し調整できるような数字を今後のせていただきたいなど。これは当然相談することになるのでしょうかけれども、私の聞いているところでは相当厳しい予算だと思うのです。人件費ですから、まけてくれというわけにも、安くしてくれというわけにもいきません。灯油ですとか、そういうものについては、そのときの相場で確かに高くなるのもあるかもしれません。けれども、相手が今いることですから、これは民と民のことですから、1円安くしてほしい、2円安くしてほしいということで、若干のこの調整はできるのですけれども、恐らく今回のこの2,120万1,000円の予算では、人件費支払って残りゼロかなというような気がしてなりませんので、来年度以降、何とかいろいろ幅広くなっていきますので、お願いをしたいなど、こういうことで、別に頼まれてやっているわけではありません。

社会教育部長

ただいまご指摘の点につきまして、NPOの方と1年目がやっと終わろうとしています。2年目にまた引き続きお願いしておりますので、実績がさらに増えますので、そういった中でどういうことができるのか、研究をしてみたいと思います。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

高橋委員

情報化の推進について

情報化の推進について何点かお聞きします。

予算説明書91ページにありますIT相談、それから講習事業費900万円が計上されていますけれども、この事業内容について。

(企画)川堰主幹

16年度予算のIT講習とIT相談の内訳でございますけれども、昨年もこの事業を実施しておりまして、道の緊急地域雇用の事業で全額道補助ということで、今年度は初歩のパソコン講座から、ホームページ作成、ウイルス対策、障害者ボランティア養成講習という形で、5種類の講座で合計36講座を開催しております。16年度も同じく緊急地域雇用事業で実施したいというふうに考えてございまして、基本的には15年度の講座科目とほとんど同じ内容でございますけれども、1点、障害者ボランティア養成講習にかえまして、地域のITリーダーを養成する講座を設けて実施しようと、そういう考えでございます。

高橋委員

平成15年度も同じ事業を実施したということでしたけれども、15年度のIT相談、IT講習を受けたそれぞれの人数について教えてください。

(企画)川堰主幹

15年度受講者定員は、36講座、1講座20人の定員で720人に対しまして、実際受講された方は666人ございま

した。それと、IT相談でございますけれども、これは8月17日から12月25日まで行いまして、休み等々抜かしますと、90日間で439件の相談がございました。

高橋委員

講習の方は100パーセントではないですけれども、かなりの人数が受けたという話です。この相談の方ですけれども、どういうものか、主なものを挙げていただけますか。

(企画)川堰主幹

相談の方も多種に分かれていますけれども、基本的には講習を受けた方が、そのままアフターということで相談されるという事例もございましたし、また、新聞等々で見た一般の方が、本当に基礎的な部分から、かなり詳しいというホームページ作成の部分ですとか、そういったことでの電話での問い合わせですとか、事務所を設けておりましたので、そこへ来ての相談等々がございました。

高橋委員

それで、この16年度の事業については、15年度を踏まえてどのように考えているのか、どのように進めていくのか、考え方についてお聞かせください。

(企画)川堰主幹

16年度の特徴といいますのは、結局、緊急地域雇用事業の16年度で終わるといような考え方でございますので、市単独でのこういった講習というのは、なかなか難しいだろうという考えがございます。それで、地域のITリーダーというのでしょうか、ボランティアの方を養成するという、そういう講座を設けまして、団体ですとか、職場ですとか、サークルですとか、そういった中で、そのITリーダーの方々から輪を広げていくというのでしょうか、いろいろな形でIT講習というのでしょうか、そういった形で進めたいということで、16年度は考えてございます。

高橋委員

ぜひ実りのあるものにしていただきたいと思います。

L G W A Nについて

次に、総合行政ネットワーク(L G W A N)について、何点かお聞きしたいと思います。

まず、このL G W A Nの目的と内容、それから今までの経過について、簡単にお聞きます。

(総務)情報システム課長

L G W A N、総合行政ネットワークでございますけれども、その目的とするところは、地方公共団体のコミュニケーションの円滑化を図り、情報の共有化を目指すものということで、実際には各自治体の庁内LAN、情報のネットワークをそれぞれ相互に結びまして大きなネットワークをつくるということで、各自治体、都道府県のレベルで地方のネットワークをつくと。そのネットワークと国の省庁のネットワークであります霞ヶ関WANを接続しまして、ネットワークを形成するというところでございまして、

今までの経過は、昨年11月末に小樽市の場合は接続をしまして、道内の各自治体もだいたい年度内に接続を終えているという状況で、L G W A Nに接続を完了していると。実際には、このネットワークを通じましてメールのやりとり、それから文書交換システムというシステムが稼働しておりますけれども、実際のその文書のやりとりはまだ進んでいないという状況でございます。

それから、このネットワークを利用しまして、公的個人認証ということでの事業が、16年1月よりスタートしているということでございます。

高橋委員

L G W A Nのメリットというのはどのようなものが考えられますか。

(総務)情報システム課長

L G W A Nのメリットということで言いますと、一番は高度なセキュリティを確保したネットワークということ

が言えます。ネットワーク自体のしくみは、インターネットと全く同じ技術を使っているネットワークでございますけれども、完全にインターネットとは切り離された形で各自治体の情報のやりとりをするということになっていきますので、格段にセキュアなネットワークで通信ができるというメリットがございます。

高橋委員

それで、L G W A N上でA S Pサービスの入門編であるという記事が一部載っておりましたけれども、これについて今後予定されているもの、もしくはいろいろな情報がありましたら、教えていただきたいと思います。

(総務)情報システム課長

L G W A N上でそういう情報のやりとりのほかに、そのネットワークを利用しまして各自治体の内部業務等を実施するサービスを行うというのが、A S P方式というサービスでございます。その中では、今後、電子入札とか電子調達、文書管理というようなシステムの構築が予想されるわけですが、現在はまだ具体的な話は出ておりません。その中で、平成16年度より、北海道が指導しまして、北海道電子自治体プラットフォームという構想がありまして、その中でインターネットを通じた電子申請を行うというようなことを、各自治体個別にシステムを開発するのではなくて、北海道として共同でそういうシステムを開発していけないかということの交渉がスタートする予定でございます。

高橋委員

このL G W A Nにかかわる全体の事業費と、それから国・道からの財政支援があるかと思っておりますけれども、その辺についてお伺いします。

(総務)情報システム課長

L G W A Nの小樽市への事業費、これはそのネットワークに庁内L A Nのネットワークを接続するための装置等の費用でございますけれども、平成15年度で総額760万円ほどかかっております。その中での事業費の負担の関係なのですけれども、8割を特別交付税で措置するというような形で国からも示されております。残り2割が地方の一般財源ということになりますけれども、その2割に相当する部分を、北海道では特に北海道市町村振興基金から助成金を出そうと。これは宝くじ等の運営基金で運営されているところでありますけれども、その部分で今年度小樽市では150万円の助成金の申請を行って、年度内に歳入する見込みでございます。

高橋委員

L G W A Nについては、これからかと思っておりますけれども、また、いろいろな研究を願いまして。

庁内L A Nについて

次に、庁内L A Nについて、何点かお聞きをしたいと思います。

前にも聞きましたけれども、庁内L A Nシステムの機能について三つの機能があるということでしたけれども、この説明を簡単をお願いします。

(総務)情報システム課長

メールと庁内の職員専用のウェブサーバ、C O O L Sと呼ばれているもの、それと情報を共有するためのファイル共有のためのファイルサーバ、この三つの機能を有しております。

高橋委員

ファイルサーバの方ですが、これが立ち上がって3年ということで、この活用状況について確認します。

(総務)情報システム課長

ファイルサーバの中には、そのファイルサーバを保存する単位として、各課係組織ごとにフォルダという入れ物をつくりまして、その中に各課の共有する情報、いろいろな文書、表計算のデータ、そういったものを保存していただこうということで計画してやっております。

利用の状況としては、各課が共通で利用する文書、それから各年度間の統計資料等を、その各課係のフォルダの

中に、年度やそれぞれの目的別のフォルダをつくりまして、その中に保存していると。そういうことによりまして、各自のパソコンの中に散在することなく、各パソコンから常に参照できる状態でありますので、そういうデータが失われることなく、その課の中での共有の情報ということで引き継がれていくという利用を目指しており、今、各課でそういう形で利用が進んでいる状況です。

高橋委員

役所内の機構組織、グループ制を導入するというので、このファイルサーバによるデータ共有というのは非常に力強い道具になるだろうというふうに思っております。ですから、この点について、各課でけっこうばらつきがあると伺いましたので、この件についての対策をどのように考えているのか。

(総務)情報システム課長

まず、どのように利用していくか。それはそれぞれの個々の職員の情報リテラシー、そういったパソコンを使う能力、それらが相互に高まっていくという中で、先進的なリーダーとなる職員が現れてきて、その中でこういった使い方ができるのではないかとことを示しながら進んでいくのかなということ、庁内でのパソコンセミナーの数を重ねてきて、文書作成、表計算のソフトの講習会を行ってきておりますので、それぞれの職員のそういうリテラシーが高まっているものというふうに感じております。

高橋委員

4定の質問の答弁の中で、各課1ホームページを作成するための研修会を行っているということでしたけれども、その後の予定と伺いますが、状況はどのようになりますか。

(企画)川堰主幹

ホームページの講習会でございますけれども、実は先週、3月1日月曜日から5日の金曜日まで、約40名の職員を対象に実施してございます。新年度も複数回に分けて、今のところ、ホームページの講習会を行いたいというふうに考えてございます。

佐藤委員

聖域なき見直しについて

財政問題から伺いたいと思います。

聖域なき見直しということでやっていますけれども、私の代表質問の中では聖域はまだまだあるのではないかとということをお話をしました。この見直しというのは、財政部長にとっては、どのような形で各課、各部に呼びかけて見直しをさせているのか、基本的な考え方をお話してください。

財政部長

基本的には今までやってきたことを今後もそのまま続けていくという、そういった意味での見直しはきちんとしなければならぬということです。そういう意味では、市長もよくおっしゃいますけれども、前例踏襲、そういったものにこだわるべきではない。新たな考え方で創意工夫をして、財源が非常に厳しい状況の中では、知恵を絞って、工夫をして考えてほしいと、そういうことがまず基本でございます。したがって、各部にも、財政当局としては、客観的にはそういう考え方をお伝えしてきたというふうには思っております。

佐藤委員

部長が思っているように、各部署が本当にそういう形になっているのかどうかというのは、非常に疑問なのです。例えば代表質問で取り上げたカラスの問題、有害鳥獣料の問題。これ職員の給料を下げててもこういうことを維持する必要があるのかどうか。その価値観の問題でしょう。これは絶対職員の給料を下げてても何をやめても、これはやるのだというふうになっている問題なのかどうか。今日、確認していませんから確認しなければいけない。そういうことが徹底されていないのではないのか。全く部長の意思あるいは市長の意思が、毛細血管の先まで行ってい

ないのではないかと、どこかで詰まってきたのではないかと、そういう思いがするのですけれども、いかがですか。

財政部長

今、具体的な事例のお話がありました。各部それぞれ取り組むことが、たまたま共通の事案に最終的にはぶつかるといような事例の一つだと思うのです。そういう意味では、原部の取り組む姿勢もございませけれども、私ども財政部としても、トータルとして各部にそういった同じような観点、視点でもって事業を行っているようなものがないのか、このあたりについて、さらに詳しく、もっと深くチェックする必要もあるだろうというふうに思います。

佐藤委員

監査というのは、例月監査と毎月監査しています。ですから、何か一つの調整チームをつくって、各部ごとに入って、例えば財政だけではわからないことがたくさんある。管理経費の中にカラスが入ったり、ヘビが入ったり、いろいろしているわけです。これだったら、その中へ入って行って、きちんと掌握して行って、全部を相手と納得しながら話し合う、そしてまた、削減できるかできないかを真剣に考えていくという調整チームをつくるということとは考えられませんか。

財政部長

そういう意味では、庁内には、一つには行政改革を担当する専門の職員もございませし、あるいはまた、今の健全化という観点では、財政部が主導になって、総務部とも協調しながら取り組んできているわけでありませ。特別今の段階で、改めて財政サイドからの話になりますけれども、チームをつくってというよりも、これは特別な、例えば今の収入未済の問題とかいろいろ議論がございませるので、そういう部分についてどうかという、そういう点での議論はしなければならぬ部分は残っておりますけれども、今の趣旨の件については、私どもは、再度担当部といろいろと議論をして、その辺をチェックするというをとるあえずはさせていただきたいなと考えております。

佐藤委員

そこは厳しくやっていただきたいと要望します。

収入未済について

収入未済についてお聞きしたいと思います。

一般会計で24億4,000万円、特別会計で9億4,000万円、企業会計で5億6,000万円ということで、合計39億4,000万円もあるのですけれども、ずばりこの細目、細部がわからないのです。収入未済ですから、過去5年間未済になっている部分を足して行っているわけですが、この中には倒産した会社がある、廃業したところがある、除名者もいる、死亡者もいる。ですから、本当に収入可能額というのは幾らなのか、そういうことは出していますか。

(財政) 納税課長

先ほど収入未済額中で、税の関係でいいますと、確かに委員のおっしゃるとおり、中には倒産しているような会社もございませ。こちらの方としましては調査等ございませして、即時消滅できる部分があれば即時消滅の措置をして、不納欠損という形で処理していくものがありますし、そうでないものについては、財産等の判明するまで保証者の置かれた状況、休業中のもので場合によっては営業再開ということもありますので、そういう場合については、その条件が合えば、長期間の執行停止をして様子を見るとかというような措置はしておりますが、委員がおっしゃる幾ら可能なのかという数字については、こちらの方では把握はしていないのが現状でございませ。

佐藤委員

そこを把握しないと、幾ら集金できるものなのか、手の打ちようがないのではないですか。ただ、細部にわたっていると、企業なら企業にわたっていると、たぶん係の人方は掌握しているのかもしれない。ここが倒産したとか、ここはないとか、こういうことをどこかできちんとする必要があるのではないかと。いつまでも30億円と言ってい

る話ではないと思います。そういうことを考えませんか。

財政部長

トータルで39億円でございます。その中で大きな税である国保があります。この金額については、時効が成立する前の債権として、小樽市として確保している額ということでございますから、この部分が取れるといたしますか、そういうことの数字としては間違いのないわけです。ただ、それについては、今、例えば税の話で納税課長も申し上げましたけれども、いろいろな事由がございますから、それは可能額としてはこうなのだけれども、ではこの実際の見込みはどうかということになりますと、種々各部によってもいろいろな事情もございまして、その辺については幾らかということ、今のところは申し上げられませんが、いずれにしてもこういった額というのはありますから、これは現実に中身をチェックして、法的な整備はできるものはしていく、それから取れるものは取っていくというような形にきちんと整理していかなければならないと思います。

佐藤委員

不納欠損で落としていくのは、これ上限があるのですか。幾らまで落とせるのかということはないのですか。

(財政)納税課長

特に上限を設定しておりません。先ほど言いましたように、執行停止の場合ですと、執行停止を決議した状況が3年間経過しますと、それは期間満了で凍結になりますし、それから5年間いろいろ交渉した結果、納付がなければ消滅時効が成立しまして、不納欠損となります。それから、先ほどもお話ししましたが、会社が倒産して、もう財産が何も無いというような場合については、即時消滅ということであれば、その当該年度で徴収するというようなことがありますので、特に上限はございません。

佐藤委員

それは即時消滅とかなんとかと、いわゆる欠損が出たり、徴収できなかったものは議会にかける必要はないですか。

(財政)納税課長

これは会計処理上の処理になりますので、決算の議題の中には質問がもちろん出ますけれども、あとは不納欠損処分の処分書が秘密会で一応閲覧していますので、そういった中では追跡できるものについては確認できるかと思えます。

佐藤委員

なかなか見づらいのですね、表に出てこないから。どこで削っているのか、あるいは残っているのは何なのかというのは、本当に見づらいのです。5年間たてば切ってしまうから、なくなってしまうので、それだったら本気になって回収して5年間過ぎたのか、意外と回収もしないで5年間過ぎたのか、そこが見えない。そのところをどうしているのかということをお聞きしたいと思うのです。

(財政)納税課長

佐藤委員のおっしゃる部分はよくわかるのですが、私たちもただ5年間黙って見ているというわけではなくて、その間はいろいろ電話、文書、言ってみれば、臨戸訪問しながら交渉していますし、それから納税課におきまして、財産等を調査して、その中で差押えする財産があればそれを差押えするとか、そういったことでいろいろとやっておりますが、どうしても居所不明だとか、それから本人死亡によって、それを相続する人がいないとか、そういった場合については、どうしてもそういう状況で消滅時効の中で処理しなければならないという部分がございますので、決して消滅時効の5年間、ただ漫然と過ごして落としているということは、我々徴税吏員としては決してやるべきではないですし、そういった努力は、財産等について落とせるものは、うちとしては滞納処分整理の中でやっているということで現在頑張っているということでございます。

佐藤委員

昨年差押え処分したところは何件ですか。

(財政) 納税課長

14年度で差押え、予算化差押えしましたのは394名おりました。金額が滞納金額としまして、10億750万円増えたのです。

佐藤委員

そのうちの回収率は幾らですか。

(財政) 納税課長

その中で年度を分けますと、繰越部分ありますけれども、14年度分中で差押え等によりまして、税金に充当がありましたのは375件で、金額にしまして1億5,200万円になっております。

佐藤委員

10分の1、10パーセントですけれども、あとの部分はどうするのですか。一応差押え処分にして、10パーセントの納税率があつて、あとの部分に関してはどういう処分をするのですか。

(財政) 納税課長

差押えをしました後も、またさらに、納税交渉等を行えるものは行っておりまして、その中で分納約束だとか、例えば不動産でありますと、押さえていた物件を任意売買等を行うことによりまして、それを滞納している税金に充当して解消するとか、そういったようなことになりますので、これにつきましても交渉等をしていくということになります。

佐藤委員

市長の答弁の中で、納税課の組織、もう少し収納体制の見直しをしなければならないという話をしていましたけれども、この辺に関して考えておりますか。

総務部長

組織についてお答えしたいと思います。

市長の答弁されているのは、恐らく未済全般の滞納といいますが、未済についてどう処理するかということだと思えます。

まず、税については、先ほどから税部門で説明しているとおり、13年度、組織の見直しをしながら、実際にそういう滞納の処理という部分をやっている経過があります。個々は個々で、そのほかの未済の部分についてどうしようかという問題も出てきます。今、組織の見直しについては、16年度一定方向が進んでおります。17年度以降にも改めて全体の組織の見直しをさらにしていこうと、そういう経過の中ですけれども、この未済については、16年度の段階でどういった組織になるかというのは、今はっきり申し上げられませんが、何らかの形でこの未済についてどう処理していくかということで、今、検討中ということでございます。

佐藤委員

15年2定で、滞繰で5億円を出しましたよね。そして、今年の補正で3億5,000万円削減しましたね。ですから、この5億円に関してどのくらい入ったのですか。

(財政) 納税課長

15年2定で、5億3,000万円増額の滞繰分ですが、補正しております。このうち幾ら入っているかということなのですが、滞繰につきましては3億2,700万円を当初予算で見えておりましたが、その後、14年度の未納額がかなり多かったという中で、滞繰が大体5億3,000万円、そのうち固定資産税・都市計画税で増額補正しておりますが、そのうち現在8億5,705万円の現在の予算額になっております。これを今回5億3,000万円の減額を、3億5,000万円の減額になります。したがって差引き約1億8,000万円になろうかと思えますけれども、この部分が当初の滞繰額プラス差引き1億8,000万円というのが、今回の収入見込みになろうかと思えます。

佐藤委員

差引きして1億8,000万円、本当に入ったの。今、入ったと言ったけれども、これから入れようという話ではないの。

(財政)納税課長

滞繰につきましては、今月末が会計上の年度末になっていますので、一応1月末までの数字をつかまえていますけれども、1月末の収入状況、それから今後の分納約束といったことで推計いたしまして、先ほどお話ししました約5億円近くの収入になるだろうという中で見込みを立てまして、今回3億5,000万円の減額補正をして、それで1億8,000万円については入ったとか、確定でなくて、いわゆる1億8,000万円を含めて入るだろうという見込みでございます。

佐藤委員

結局、滞繰に5億円を計上しても何もなっていない。そう簡単に入るものでないから、ここを出したのも、すぐく問題があるとは思っているのだけれども。どうなのですか、端的に聞きますけれども、今年の収支状況、最終的にはどのぐらい見えていますか。

税務長

今、入るのかという趣旨のお話でございましたけれども、一応、今定例会の補正予算ということで、佐藤委員からご指摘のとおり3億5,000万円というような減額補正をしているわけです。結果としては単純に差っ引きますと1億8,000万円ということになってございます。予算では約5億1,000万円近くということで、私たちも納税課長からもお話しさせていただきましたけれども、ある程度の見通しがあって、今月末で締めておくということもございまして、トータルとして約5億円程度の見込みということで補正をさせていただきたいということでございます。

佐藤委員

聞いているのと違う。私は滞繰の分だとか、ちょっと膨らませた分が入ってこないから、6億円か7億円ぐらい赤字のつけた部分ではないのという話をしているのです。

財政部長

税のことも含めましていろいろございますけれども、確かに委員がおっしゃるように、15年度の決算見込みにつきまして、厳しい状況ではございます。これは何億円かということは、今の段階ではまだ数字的には掌握できておりませんが、いろいろな状況の中では、相当厳しいと言わざるをえない状況でございます。

佐藤委員

だから、厳しいと言ったけれども、かなりのマイナスなのでしょう。それは1億円、2億円とか、3億円、4億円とかいう数字ではなくて、赤字決算になるのでしょうか。

財政部長

今の状況で行けば、可能性ありでございます。

佐藤委員

多いか少ないかわからないが、可能性はあると思います。

財政健全化債について

また、違う話ですけども、財政健全化債の充当事業はどんなものに当てはまるのですか。

(財政)財政課長

財政健全化債は、建設事業の通常の起債充当率をかさ上げするものではなくて、16年度の予算でいえば、小樽市の建設事業の裏には援護制度で健全化債以外にも充当率を引き上げるようなものがございますので、それを予算上に考慮する。それで、今、建設事業の中ではもうこれがいっぱいいっぱいかなと思いますが、今般、健全化債の弾力運用ということで、弾力的にほかにも手を広げて考えているところでございまして、今、我々が考えているのは、

例えば広域連合の負担金の中にも広域の建設事業費に当たる一般財源部分というのがございますので、その部分に対して何とかこの健全化債を当てられないか、そのようなことを道を通じて総務省と相談しているところでございます。

佐藤委員

債権だから、差引きには違いないけれども、生の金出せという話だから、そのように一生懸命やっていただきたいと思います。

広報おたるの単価契約について

予算書の中に広報おたるが2,500万円になっていますけれども、これはお知らせ版と政策版をあわせたのですか。お知らせ版と政策版、13年度か14年度か、これ幾らでしたか。

(企画)青木主幹

広報おたるの単価契約についてのお尋ねでございますが、15年度から一本化いたしまして、従来、1日発行のお知らせ版、15日発行の政策版と言っていたものなのですが、それをまとめて契約してございます。15年度は28円70銭の単価でございます。

佐藤委員

いわゆる15年度中に政策版で幾ら支払いをして、それからお知らせ版で幾ら支払っていますか。

14年度と15年度はもう支払済みなのでしょう。

(企画)青木主幹

今、手元にございませんので、後ほどお知らせいたします。

佐藤委員

ここは知りたかったのだけれども、私が何を言いたいかということ、2,500万円というと月200万円。これ、12回ですよ。年間12回でいいですね。違いますか。

(企画)青木主幹

そのとおりです。

佐藤委員

この合併版は、年間12回で2500万円払っているから、月200万円平均してあと100万円余るのだけれども、この100万円というのは何ですか。

(企画)青木主幹

広報おたる発行経費2,500万円の内訳になりますが、印刷製本費におきまして2,005万6,000円ということで、その他に通信運搬費、発行したものをお届けする経費、そのほか事務経費等を含めて、合計が2,500万円となっております。

佐藤委員

これはどこに発注しているのですか。これは随意契約ですか、競争入札ですか。

(企画)青木主幹

指名競争入札をしております、15年度におきましては北海道書籍印刷が落としております。

佐藤委員

指名業者を教えてください。

(財政)契約管財課長

ただいま、あまり詳しい資料を持ち合わせていませんが、4社か5社の指名業者の中で入札を行っていると考えています。

佐藤委員

だから、こういうの見直しなさいと。悪いけれども、この合同版印刷できるところ、私が印刷屋だったからわかるのだけれども、書籍印刷しかいないのです。あなたがたが呼んでいるあとの3社は印刷できないのです。機械がない。これを印刷する機械といたら、莫大な高い機械になるのです。オフセット印刷機。機械がないところが入札参加して、最終的にはそれしか落ちないです。そういうことをやめなさいと言っているの。だから、この間言ったとおり96パーセントと高いのです。これは小樽の業者を守るためだと言うかもしれないけれども、ここまで来たらちゃんと広く募集しなさい。そうしたら、2,500万円が2,000万円で、いいものができますよ。1,800万円のところもありますよ。そういうところまで来ているのではないのというの、聖域なき見直しというの。どなたか答えてください。

財政部長

お話のとおり、そういう意味では、今まで小樽市内の業者だけで過去何十年もやってきたという歴史がございますけれども、地元業者の育成をせよと言われる面も、効率的な行政運営をせよとされている面もあります。そういう中で、どうしたらいいかということで、それぞれ市としても考えながらやってきたというのが今までの経過だと思います。

しかし、今、佐藤委員がおっしゃるように、確かにそんなことを言っているのかというような時代にあるというのも事実でございますから、いろいろな意味で工夫を凝らしていかなければならないと思います。

ただ、ご存じのように、この小樽周辺には大都市の札幌市というのが控えてございまして、そういった意味で、そのエリアを札幌まで広げた場合に、印刷だけではなくて、ありとあらゆるものについてどういう影響があるかと、こういったようなことも市としては考えていかなければならないと、こういう点もございます。いずれにしても、こういう状況でございますから、じゅうぶんな工夫をしていかなければならない、こう考えてございます。

佐藤委員

まだまだ余裕のある答弁なのです。やはりきちんとした形で競争しないと、変に高いところを入れても困るけれども、そうすれば書籍印刷だってもっと下げるのではないですか、下げてもできる単価ですから。これは考えていただきたい。

職員の独自削減について

人件費の関係については、市長の答弁では330名削減対策ということで答えられている。今後どういう形、考え方でいるのか、この先のことを聞いておきます。

(総務)職員課長

独自削減につきましては、ご承知のとおり、給与の方で3パーセント、5パーセント、7パーセントということ考えています。あと職員数、いわゆる退職者の不補充の関係ですけれども、15年度の定年勧奨で68名退職しております。そのうち4月1日時点では、看護師、消防士、保育士などの採用がございまして、50名程度の削減というようなことにもなります。それから、16年度は定年退職者が47名、17年度が36名ということで、おおむね18年度当初には140名程度の人件費をというふうに考えております。ただ、その中には医療技術等の職員が入っておりますので、だいたい100名をちょっと超えるぐらいの削減になると思います。基本的には、今後の件につきましても、一定程度の独自削減の形で、退職者の不補充をさらに進めていくというような形になるかと思っております。

佐藤委員

不補充の件について、あまり新規がないと断層ができますから、新規採用というのは今年考えているのですか。

(総務)職員課長

健全化の最初の3年間で100名程度削減していきたいというふうに新聞等で公表されておりますけれども、先ほど言いましたとおり、140名ぐらいの削減でありますので、その差が30名ということになります。その30名をだいたいどういうふうに採っていくかということについて、現在、組織機構の見直しをやっていますので、それから18

年度以降、70名、80名という多くの職員の退職が控えているということで、職員1人を例えば育成するのに6年なり10年なり、個人差ありますけれども、一定程度の年数がかかるということを踏まえて、一定程度は検討していかなければならないのかなというふうに思っております。

佐藤委員

交通記念館について

交通記念館について伺います。交通記念館は当初3億円の資本金があったのだけれども、今、8,400万円が、そのぐらいしかなくなっている。それで、検討しろという話をしたのだけれども、まるっきり2,000万円近くなってきたのではないかと。いつまでもちますか。

財政部長

ご指摘のように、年間千二、三百万円の赤字補てんをしています。残り8,000万円強ですので、単純計算すると4、5年間というふうに考えております。

佐藤委員

経営再建委員会ですか、作業やっているそうですけれども、どうですか、この委員会の中でどういうことを考えられていますか。

財政部長

いろいろな角度で歳入増を図るべく、入場料の問題又はそのイベントをどうするかという中で、方向的には歳入増を中心に計画等をしているということでございます。

佐藤委員

はっきり言いますと、歳入増は無理です。あの施設で人は入りません。なので、あきらめた方がいい。だから、歳出をどうするかと考えて。そこのところを言っているのだから。今、従業員何名ですか。

財政部長

4名というふうに伺っています。

佐藤委員

ですから、人を減らすだけの話ではないので、もう少し自動化して行って、そして歳入増をしなくてもいい施設をつくったらどうですか。一般会計はどういうふうにしても変わらないのではないの。たしか社長は収入役になるのではないですか。歳入増、ここ二、三年したら、3年で持ち出しになったというふうに考えたら、早めにしていった方がいいのではないですか、どうですか。

財政部長

ご指摘のとおり、経営再建検討委員会のほかにも社会教育部の中でも、こういった方向性があるべき姿かということについて議論をしているところでございますので、民間側のサイドと行政側のサイド、同時並行で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

佐藤委員

いつごろまでに結論が出るのですか。

財政部長

民間サイド側の方では、1年、2年という状況にないというような判断もあって、いろいろと動いている関係もありますので、今、この場で期限を切ることはなかなか難しゅうございますけれども、そう長い時間は検討できないのかなと考えてございます。

佐藤委員

早めに検討して結論を出してください。

不登校の問題について

不登校の問題を若干聞きたいと思うのですが、特に小学校は20人不登校とされる人が30日以上休んでいる。この状況を把握していますか。

(学教)指導室長

平成14年度の欠席状況と不登校の状況ということで、小学生の状況でございますが、全体では20名ということ。学年別でいうと1年生が1名、2年生が3名、3年生が2名、4年生が5名、5年生が4名、6年生が5名、計20名という状況になってございます。

佐藤委員

一人一人のケースで、いわゆる20名だったら完全掌握はしていると思います。1年生が1名ということで、1年生に入ったばかりの子が、もう1名登校拒否をしている。それはやはり普通の状況ではないなという感じがします。家庭の状況なのか、個人の問題なのか、こういうことを一々掌握しておりますでしょうか。

(学教)指導室長

特にこれは特定される部分がございますので、答弁で差し控えさせていただきたい部分もございますが、家庭の状況や転居等もございまして、環境の変化等で学校等へのなれというところで難しさが見られるということが出てございます。なお、毎月、教育委員会では7回以上連続して欠席した場合に、各学校からの状況の報告を求めています。その中でとりわけ低学年の子どもたちについては、長期化ということを未然に防がなければなりませんので、スクールカウンセラーの派遣などについて対応しているところでございます。

佐藤委員

もう一つはいじめの問題で、今の状況の中で転校したいという子がいますよね。どうしてもそこには行かれないと、なじめないと。こういうような子どもの転校に関しては、今、教育委員会はどのような配慮をしていますか。

(学教)学務課長

学校の方から例えばいじめだとかの関係で、その生徒の教育環境がこの学校にふさわしくないといった場合、相談がございます。そういった中では、その理由が相当という形で認められる場合においては、他の学校に通学をします。当然、ほかの学校の受け入れ態勢もございますので、速やかにはいきませんが、そういった事例はございます。

佐藤委員

速やかに対応して、行きやすいところに行かせてあげるという形でやっているということですか。

(学教)学務課長

そういった形に最終的にはなると思います。

佐藤委員

あとゲストティーチャーは今、現実的にはやっているのですか。

(学教)指導室長

総合的な学習の時間内ということで、特に学校の中での勉強にはとどまらない状況になってございますので、具
体の体験などが必要でございますから、外へ出ていってということがございます。その中で例えば物づくりの専門家をお招きして、学校の中でお話を聞くという実践事例が多くなってきてございます。

佐藤委員

今どのくらいで小学校、中学校でやっているか。

(学教)指導室長

学校数で申しますと、平成15年度6月時点での予定も入ってございますが、およそ小・中合わせまして26校で、地域の人材の方々のお力をかりようということで、計画を立てて進んでいるところでございます。

委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩します。

休憩 午後 2 時53分

再開 午後 3 時15分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

佐々木(勝)委員

私の方は財政の方とそれから教育委員会、消防と、この3点で質問いたします。

三位一体改革と小樽の財政への影響について

三位一体改革と小樽の財政への影響について、質問させていただきます。

4定のときには補助金のカットということで、特に扶助費の関係等について影響が大きいというところが、一月もたたないうちに三位一体改革の変化が起きたと、こういうふうに、今、非常に国の三位一体改革が地方における財政圧迫の大きな問題になっているということで、市長の提案の中にもありました。国の三位一体改革の影響で、臨時財政対策債については23.8パーセントの大幅な減になるほか、国庫支出金についても、市立保育所運営費の国庫負担金などが一般財源化されました。これら三位一体改革の影響額は、一部所得譲与税で税源移譲されたとはいえ、平成15年度の当初予算と比べると約6億4,000万円の大きな財政悪化の要素となりましたと、こういうふうに提案をされました。私の方もその部分の動き等も感じながら見ているわけですが、この当初予算の予算説明書の中では、これらの動きについての整理がつかなかったものですから、今回の三位一体改革における小樽市の影響額について、数字の整理をさせていただきたいと思います。

最終的には約6億4,000万円と、15年度の予算との比較ではなかったということですが、そこまでに行き着かされる数字上の問題として、大きく三つあるのだらうと思います。一つには国庫補助金の改革の影響、もう一つは財源移譲の影響と、それから三つ目には問題になっている交付税の改革の影響と。この点が相まって、結果としてどれだけのマイナスになるのか、こういうふうに尋ねていきますので、まず国庫補助金に係る部分での影響。市長も提案していますが、補助金の一般財源化という問題を含めて、具体的に項目を挙げて数字を示していただきたい。

(財政) 財政課長

国庫補助負担金の一般財源化で当市に影響のあるものがございますが、全部で11項目でございます。一番大きいのは児童保護費等負担金。これは公立保育所の運営費負担金が一般財源化されたということで、国から来る2分の1の分、道から来る4分の1の分、市立の保育所と公設の中央保育所の部分でございまして、影響額は2億7,863万7,000円。次に、2点目としまして、介護保険事務費交付金ということで、これは介護保険事業特別会計で出していた部分でございますが、5,453万6,000円。それから、児童手当事務費交付金でございまして、396万3,000円。そのほかに在宅福祉事業費補助金ということで、うち生きがい活動分ということで、支援の通所事業に対する部分で243万3,000円。六つ目といたしましては児童扶養手当の事務費、これについて153万2,000円。それから、国民健康保険事業特別会計で療養給付費等負担金のうちの事務費負担金100万円。それから、医療施設運営費補助ということで在宅当番医制に対する補助金でございまして、2,501万5,000円。そのほかに精神保健の疾病予防ということで7万8,000円。最後になりますが、土地利用規制ということ、これは国土事業計画の事務費に対してつけるものですが、2万円。合計で国庫補助負担金の減額は3億6,721万4,000円となっております。

佐々木(勝)委員

収入の中で市立保育所の関係が2億7,800万円とか。

(財政)財政課長

はい。2億7,863万円。

佐々木(勝)委員

これがやはり大きいですね。税源移譲の関係で、所得譲与税の地方ということになるのだらうと思いますけれども、その算定基準額を教えてくださいませんか。

(財政)財政課長

税源移譲の中で小樽市に関係する部分でございますが、所得税を地方に移すということで、所得譲与税というのが暫定措置でされております。このうち、都道府県の部分と市町村の部分があるのですが、市町村の部分は全国で2,124億円ございます。これを平成12年度の全国国勢調査人口約1億2,692万6,000人で割り返します。すると、1人当たり1,673円が出るのですが、これを小樽市の平成12年度の国勢調査人口に掛け算をいたしまして、算出しました。国勢調査人口は15万687人ございました。その掛け算をしますと、約2億5,200万円。これが16年度予算に組んでおります所得譲与税の額でございます。

佐々木(勝)委員

これがいわゆる増になるのですね。

(財政)財政課長

はい。

佐々木(勝)委員

では地方交付税改革に与える影響と申しますか、交付税改革という部分の具体的な数字、これはどうなるのですか。

(財政)財政課長

地方交付税につきましては、引き続きまして地方財政計画の抑制が図られまして、減額になっているのですが、先ほど言いました15年2定予算と比較いたしますと、普通交付税は2定予算と比較しますと、約1億3,200万円増になっております。ただ、それは今回の補正予算で交付税を約4億2,000万円増額補正しておりますので、最終予算と比較しますと、2億9,017万9,000円の減額となっております。

もう一つ、交付税の振替としまして、臨時財政対策債というものがございまして、これは15年2定予算と比較しますと、6億5,200万円の減額になっております。この臨時財政対策債につきましても、今回、最終予算で補正しておりますので、補正後の最終予算と比較しますと、8億3,650万円の減額となっております。

結果として、国税改革の影響は、15年の最終予算、15年に来るものと比較しますと、11億2,667万9,000円、これが減額されていると、そういうことになります。

佐々木(勝)委員

そうすると、今のプラスの部分とマイナスを合わせると、総トータルで三位一体改革における小樽への影響額というのは、足し算するという形でいいのでしょうか。

(財政)財政課長

今言いました国庫補助金改革の影響がマイナス、税源移譲がプラス、交付税改革の影響、トータルでマイナス。それを足しますと、最終予算と比べますと、三位一体の影響は12億4,189万3,000円の減となっております。また、15年2定予算と比較いたしますと、先ほど6億4,000万円というお話がありましたが、計算して6億3,521万4,000円の減という部分になります。

佐々木(勝)委員

この1定に出されている数字ですけれども、この後また、若干の変化がありますか。

(財政) 財政課長

国庫補助金改革の影響につきましては、今のところ各原部を通じて、国から示されている項目に当てはめております。だいたいのところは通知が来ておりますので、だいたいこのとおりかなと思っております。ただ、国のレベルで、いわゆる三位一体の中で追加項目として挙げた以外にも、相当数の補助金が減額しております。ただ、三位一体改革の中でその他にくくっている部分でございますが、それが出てくる可能性はあるとは思いますが、今のところ把握していません。税源移譲の方は端数は変わるかもしれませんが、およそこの算式は示されておりますので、そのとおりになると思います。ただ、交付税につきましては、昨年暮れに出た地方財政計画やこの年明けに出た各省内覧を基に、財政の方で試算したものでございまして、実際には7月に作成いたしますので、その時点でどのように変わるか。今回も大きな補正をしておりますが、若干ぶれはあるのかなというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

財政再建の具体的なものについては提示できないということで押さえます。何はともあれ、今後の地方分権改革の目玉になる問題ですから、非常に大きな影響を及ぼすこの三位一体改革ですから、じゅうぶん我々も注意して見守っていて、国に対して物言うべきことはやはりすぐ言っていくというふうに押さえます。

それから、学校教育関係で、予算書の説明等に基づいてやります。170ページ以降に盛られていますから、その部分の数字を見ましての質問をいたします。

校舎の耐震診断事業について

一つは、学校の校舎等の耐震診断事業の関係です。小学校関係で480万円、中学校関係では300万円と合わせて780万円という数字だと思うのですけれども、この事業を起こした経過と内容をお知らせください。

(学教) 施設課長

小中学校の計画、校舎等の耐震診断事業ということで、学校については、建物に関してですけれども、昭和56年以前に建築された建物は、建築上、旧耐震設計基準によると、そういうものがありまして、昭和57年以降については新耐震設計基準に合致させると。そういう中で考えますと、昭和56年以前の建物については、新耐震設計基準に合致していないことから、耐震性に問題があるのではないかと。そういう中で、国においても耐震性の把握を行って耐震化を推進するようにと、道教委を通じて、この二、三年指導されておりました。

その中で本格的な耐震診断となりますと、1校当たり四、五百万円かかると。そういう中で、国の方から簡易的な方法として耐震化優先度調査というものが、昨年3月、示されました。それを受けて、小樽市においても、平成16年度から2か年にわたりまして、昭和56年以前の建物について耐震化優先度調査をしたいと、そういうことで考えております。

それで、内容的に該当するのは、小学校が18校、48棟、それから中学校10校、30棟ということになっております。耐震化優先度調査については、道教委の話では、ある程度建築技術を持っている職員でできる部分もあります。ただ一部には、柱のコンクリートの抜取りとか、そういう作業もありますから、これについては委託業者でなければできない部分もありまして、そういう部分を今回の予算に計上したと。それで、16年、17年、2か年にわたって行くと、そういうことで考えております。

佐々木(勝)委員

校舎等の耐震診断事業にかかわっては一定程度の金額は必要だということで、正確に言うと、これらの事業には校舎等の診断優先度事業と、こういうようになりますか。

(学教) 施設課長

調査そのものの名称は耐震化優先度調査になります。

佐々木(勝)委員

そうすると、これを割り返すと相当簡単な調査と、こういうことになりますね。近々出てくるのだろうと思えますけれども、この耐震化優先度調査に基づく本格的な診断調査をこの後でされると思いますが、今、21世紀プランの中で第3次策定をやっていますね。ここのところには盛りつけて、事業として起こしていくのですか。

(学教)施設課長

この耐震化の問題については、平成16年から18年と21世紀プラン第3次実施計画の中では耐震化を進めるという方向で位置づけはしております。

佐々木(勝)委員

シックスクールの問題について

そのページの保健体育関係でシックスクール事業の内容等についてお知らせください。

(学教)学務課長

シックスクールの検査につきましては、今年度、昨年、一昨年と、市教委の方で、9校のシックスクールの検査をいたしました。それで、昨年の議会の質疑を経て、市教委としても16年度、残っている学校全校を対象にシックスクールの検査をしようということで、小学校及び中学校で予算づけを今しているところでございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、小樽では小学校で何校、中学校で何校ですか。

(学教)学務課長

全部で33校ということで考えてございまして、昨年、小学校4校でやってございますので、小学校24校、それから中学校が9校という形で考えてございます。

佐々木(勝)委員

トータルして189万円という予算づけですけれども、今の話の中で、これで一通りやるということで予算をつけた。その後の取組について。

(学教)学務課長

その後ということですが、とりあえず今年度、全校がそれで終了するわけですので、その結果を見て、昨年までの数値ですと、基準値以下の学校がほとんどでございますので、そういうことになれば当面そのままいけるのだろうと思っておりますし、基準値を超える学校がもしあるとすれば、その辺の対応については、その検査の終了時点で考えていきたいというふうに考えています。

佐々木(勝)委員

食の安全とともに、そういうシックハウスの問題は全国的に問題になってきているということで受け止めております。そういう点で考えれば、今後じゅうぶん注意を払って取り組んでいくことになるのではないかなというふうに思います。

(学教)学務課長

委員がおっしゃるように、子どもの環境ということについては、教育委員会としてじゅうぶん留意をしていかなければなりませんので、そういう観点でこの検査を行っていくわけですから、そういったような形で今後についても対応していきたいというふうに考えております。

佐々木(勝)委員

給食用器具整備事業について

次は、学校給食の関係でお伺いしたいと思います。給食用器具整備事業が載っております。議会でも食器の問題、特に環境ホルモンの問題、それから遺伝子組換え食品の問題等々、気をつけなければならない問題に取り組んできて、今日に至っていると思うのです。ここのところについての問題は、現在のこの予算でいきますと230万円の持ち出しとなっております。磁器食器整備について、これまでの経過と今日時点での取組の状況をお聞きます。

(学教)学校給食課長

強化磁器食器の導入についてでございますけれども、ポリカーボネイト製食器から環境ホルモンが溶け出すという懸念があるということから、強化磁器食器を平成13年、ほとんどの小中学校で試行いたしまして、その結果、子どもたちや先生の評価というのはおおむね好評だったものですから、14年度からの本格導入を計画したというのが経過でございます。

それと、現在の取組ですが、14年度、中学校の米飯食器を強化磁器食器に変更いたしまして、中学校に導入いたしまして、15年度には小学校に導入するという計画を持っていたわけですが、財政悪化の状況によりまして、年次計画で整備せざるをえなくなったというのが経過でございます。

佐々木(勝)委員

整備は中学校は終えたと。

(学教)学校給食課長

そのとおりです。

佐々木(勝)委員

今年度から小学校に導入するということですね。230万円の中身ですが、具体的にはどうか。

(学教)学校給食課長

今年度計上しております予算でございますけれども、これは強化磁器食器の購入費と、それに伴いますプラスチックでコーティングされました食器関連、それと米飯食器の委託の洗浄料が中身でございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、先ほど何次計画と言いましたか。予算の関係もあるけれども、この事業、小学校部分は何年計画でするのか。それから、第3次の策定に関しても、この辺のところは盛りつけていくと、こういうことで具体的にお知らせください。

(学教)学校給食課長

小学校の強化磁器食器化につきましては、平成15年から19年度までの年次計画でございます。それと、実施計画についてでございますけれども、16年から18年度の実施計画の中には、小学校の磁器食器の準備をいたしますとあり、金額として盛り込んでございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、もう一つ課題になっているポリカーボネイトの食器と皿の関係、これについては検討課題としたまま、それとも、これについても手をつけていくという計画はありますか。

(学教)学校給食課長

現在、ポリカーボネイト製食器の強化磁器食器には取り組んでおりますけれども、現在の計画では19年度にこれが完成するということでございますので、その後はポリプロピレン製の食器の強化磁器食器化を計画していかなければならないというふうに考えてございます。

佐々木(勝)委員

校舎等施設整備費について

修繕費関係で、学校管理費の校舎等施設整備費7,500万円が盛り込まれておりますけれども、その中身についてお知らせください。

(学教)施設課長

学校管理費の中の校舎等施設整備費ということで、小学校の部分と中学校の部分を合わせて7,500万円。これの中身でございますけれども、これは校舎それから屋内体育館の建物、それに付随する設備、また、グラウンド、それから学校敷地内外のいろいろなもの、そういうものを含めての修繕、補修、維持・管理、それに要する費用でござ

ざいます。この中身については、当然学校から出されている要望、校長会、市P連、北教組、母女の会、いろいろなところから要望が出されて、重複するものもあるのですけれども、そういった要望を反映するほか、あとは突発的にボイラーが壊れたとか、水道が破裂したとか、トイレが詰まったとか、いろいろな事故に遭遇するわけで、そういうことを含めた経費でございます。

佐々木(勝)委員

トータル7,500万円の小学校、中学校それぞれ盛りつけがあるんですね。

(学教)施設課長

小学校においては4,600万円、中学校においては2,900万円を予算措置しております。

佐々木(勝)委員

予算化して準備しておくということですが、これもお金の問題に絡んでくるのだと思うのだけれども、実際に15年度と比較して、このところは上がっていますか、下がっていますか。

(学教)施設課長

施設整備費でございますけれども、平成15年度と比較しまして、小学校では100万円、中学校でも100万円下がっております。たいへん厳しい財政状況の中で、教育費も聖域ではないと。そういう中を考えますと、こういう施設整備の部分については、削減率といいますか、額的にはわずかな部分であったのかなと、そういうことで考えています。

佐々木(勝)委員

古い学校も当市は多いわけですから、しかし修繕というか、手当てしなければならないところがあると思いますので、このところは厳しい中にも盛り込んでいるということで、一応の評価をしたいと思います。

就学援助費について

次に、教育振興関係で就学援助費の関係で何点か。

175ページ。このところで就学援助費の関係です。この数字を見ますと、小学校で1億200万円、中学校で8,100万円となっています。この就学援助、一番大きい利用というのは、ここで見る限りにおいては何点か指摘できると思うのですけれども、まず就学援助費の総体として、数字上、小学校の1億200万円、それから中学校の8,100万円、これ数字は変わりありませんか。

(学教)学務課長

予算の数字は小学校が1億200万円、それから中学校が8,100万円ということでございます。

佐々木(勝)委員

これは、これまでの経過をたどりながら見積もっていると、こういうことだと思うのです。実績はこれからついてくるのだというふうに思いますけれども、それで昨年とここ何年間を比べて、5年間ぐらいの数字を出せますか。5年間ぐらいの数字の動きといいますか、これについては。

(学教)学務課長

予算的な数字ですと、15年度、16年度しか持っていませんけれども、決算の数字でということでお話をいたしますと、11年度につきましては1億5,980万円。端数は除きますけれども、12年度につきましては1億7,240万円、13年度は1億7,660万円、14年度につきましては1億7,803万円、それから15年度については今現在ということになりますけれども、支出額としては1億7,900万円という形になってございます。

佐々木(勝)委員

そうすると、このところは就学援助費の関係については増えていく傾向にあると、こういうふうに押さえてよろしいですか。

(学教)学務課長

ただ、決算数値からいくと、そういった形になってきているわけでありまして。ただ、15年の数字を見ますと、小学校比の方では増えてございますけれども、中学校の比では予算額よりはちょっと落ちぎみになってきているということでございますので、総体を見れば増えてございますけれども、個々を見ればそういう形になってございます。

佐々木(勝)委員

就学援助は先ほどの施設設備ではないですけれども、ここは減らさざるをえないと、こういう状況ですけれども、就学援助費の関係については、市の問題だと考えていますけれども、この援助費についてはどのような受止め、今後どうしようと考えていますか。

(学教)学務課長

就学援助というのは委員もご承知のように、生活の経済的に困難な家庭の方に、学用品、体育用具、給食費、そういったものを補助する制度でございますので、原課としては、この制度についてはそういった形で、少しでもそういう家庭の補助という形になりますので、続けていきたいというふうに考えてございます。ただ、国庫補助も入ってございますけれども、国庫補助については2分の1という中で一応措置がされて、2分の1以内という形になってございまして、現実的なことから申し上げますと、かなり低い方になってございますので、そういった中で市の持ち出しというのは非常に多くなってきていることも事実でございます。

佐々木(勝)委員

その中で一番やっぱり多い金額をはじき出しているのは学校給食費関係ということで受け止めてよろしいかどうか。

(学教)学務課長

やはり学校給食費が一番大きな金額になっていると私どもも押さえてございます。

佐々木(勝)委員

学校給食費について

学校給食費について何点が聞きたいと思います。現在、小学校、中学校の学校給食費の金額とこれまで金額の変動があったと思うのですけれども、その経過。

(学教)学校給食課長

現在の学校給食費の額でございますけれども、小学校低学年一月分で申し上げます。小学校低学年3,300円、小学校高学年3,400円、中学校4,100円となっております。それと、給食費の改定の推移ということでございますけれども、平成元年、平成4年、平成9年、平成11年と改定いたしまして、現在に至ってございます。

佐々木(勝)委員

それでは、今後の上がり方というのは、学校運営協議会等で検討されていると思うのです。これからの推移を考えていけば、この学校給食費もどのような傾向にあるのか。

(学教)学校給食課長

16年度の給食費についてのお尋ねかと思っておりますけれども、学校長、給食担当の先生あるいはPTAの代表の方からなります学校給食運営協議会でじゅうぶん協議した結果から、16年度の給食費につきましては15年度の価格を維持するというふうに決めてございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、共産党に移します。

菊地委員

放課後児童クラブについて

初めに、共産党が提出しています資料について、平成16年度放課後児童クラブ入会申込状況の定員のところに米

印と、それから望洋台、朝里小学校のところに括弧書きの数字があるのですが、その点について詳しく説明してください。

(社教)社会教育課長

提出させていただきました資料に基づきまして、印の部分ということでございます。長橋小学校につきましては、10名の定員を超えるということでございまして、今後は1クラス増やしまして、定員を47ということで、この米印がつくのが増設した部分ということでございます。

それからもう一点、銭函小学校に同じような印がついてございますけれども、ここも明らかに定員を超えるというものでございまして、ここも1クラス増設をするということでの趣旨の印でございます。括弧書きでございますけれども、望洋台小学校定員30と書いて、その後ろに47と書いてございます。望洋台小学校にも昨年度、児童数から入会児童数の推計をいたしましたところ、定員を超えるものと私どもとらえておりまして、ここも当然のことながら増設ということで考えて、学校と交渉して、教室は確保してございます。ただ、現状の中で今のところは1クラスで間に合うということでございますが、括弧している部分ということでの定員ということで、47名と記載をさせていただきます。

同じく朝里小学校でございますけれども、ここも定員を超えるだろうと予測をしておりました。ただ、学校側と交渉いたしましたところ、なかなか教室がないということでございましたので、ここは関係する団体と協議いたしまして、弾力的な運用を図るといような話の中で、68名というぐあいにさせていただきます。

菊地委員

長橋は何名から47名ですか。

(社教)社会教育課長

長橋は30名から47名ということでございます。

菊地委員

今回の放課後児童クラブのサービス拡充の部分では、三つのところで定員の枠を拡大するというような報告があったのですが、3月3日現在の申込状況から見ますと、長橋、銭函については、そのまま出して、どういうふうになるのか、そのことについてお聞きいたします。

(社教)社会教育課長

申込状況から見まして、長橋については、現在1クラスですけれども、2クラスということになっています。銭函につきましては、現在は銭函サービスセンターを利用してございます。銭函小学校にも余裕教室がございませんので、銭函市民センターをお借りして、そこに開設をしたいと、このように考えております。

菊地委員

そうすると、今年度は昨年度に比べて、定数の枠は全体で何人増えたということですか。

(社教)社会教育課長

長橋の17名、望洋台の17名、朝里小学校の8名、それから銭函小学校の17名ということになります。

菊地委員

4月1日の開所、それから定数枠の拡大、時間延長、それらはどれも保護者にとっては切実な要求だったわけで、そこが使いやすくなったからには、定数の枠を増やしたというので、定員いっぱい申込みがあってもいいのではないかとこのように考えるのですけれども、意外に去年の段階で待機児を施設がされた人数からすると、伸びが小さかったのではないかと思うのです。それは、今回、有料化がネックになっているというふうには考えられないのかお聞きしたいと思います。

(社教)社会教育課長

提出させていただきました資料から、昨年度同期は549人という形の申込状況でございました。今年は559人とい

うことで、若干ではございますけれども、増加はしております。それぞれクラブごとに増減はあるかと思っておりますけれども、トータル数では、これを見る限りでは増えておりまして、私ども、特段、有料化ということが大きな理由にはなっていないというようにとらえております。

菊地委員

総体的には多くなっているのですよね。ただ、一つ一つのクラブの特徴を見てみますと、昨年の同時期の申込状況と比べてみますと、そこに待機児童があって、そのところはもっと大きく伸びるのではないかと思われた長橋では1名増えているのですが、望洋台は6名減っています。朝里も5名減っています。銭函と長橋が8名ずつ増えているのですが、本当に需要が高かった朝里、それから望洋台が減っているということは、サービスが拡充した分、もっと利用しやすくなったにもかかわらず、申込みは減っているという点については、魅力がないのではないのでしょうか。

社会教育部長

この分析をどうとらえるかというお話でしょうけれども、実態として、我々は、16年度4か所で定員枠を超えるだろうということで定員増とした。実際に今ご指摘の、例えば最上等については、データからも定員数を決して超えることはないだろうという予測をしていますので、あくまでも14年との対比、又は15年との対比の中で議論すべきかと思っています。ただ、提出をしている資料については、まだ確定数字ではございませんので、若干変動することもありますので、その辺の推移も見る必要があると。ただ、決して端的に有料化がこうなったということには、たぶん結びつかないだろうという考えを持っています。

菊地委員

教育長にお伺いしたいのですが、5日の参考人意見陳述でも、放課後児童クラブの有料化について反対の意見がありました。一般的に言うその有料化反対ということだけにとどまらず、あの中では、子どもを育てる環境についても何点か小樽市の教育の問題で指摘があったところなのですが、お聞きになって感じたことを述べていただけたらと思います。

教育長

3名の主婦が参加されて、意見を表明されました。その中で有料化は反対であるのだというような、張碓のような自然環境のよいところで子どもを預かってもらうのはたいへんよかったと。ただし、札幌市等を比べて、待機児童だとか、あるいは活動時間の延長だとか、あるいは活動内容の充実という意味で、今度図られるということで、そのことに期待をいたしたい。札幌市と比べられていたので、ちょっと立地の条件で違うところがありますので、非常に難しいと思いますが、有料化には反対とおっしゃってございましたけれども、活動時間の拡大とか待機児童の解消とか、活動内容の充実という部分は評価したいと言っておられたので、それを注意深く聞いています。なお、他の賛成意見の4人の方は、いずれも予算どおり賛成ということですので、私どもはこの有料化について議会で審議をいただき、それを4月1日から発足としたいというふうな感想を持ちました。

菊地委員

参考人の意見陳述の中でも、子どもの放課後の過ごし方について、児童館のことも触れられていました。児童館の設置に関して、法律は児童福祉法なので、所管は違うのですけれども、放課後児童クラブとの関連でお聞きしたいと思いますので、協力願います。

あの中では釧路、帯広の児童館のことについて触れられていたのですが、釧路、帯広の児童館、いくつあるのかお聞きしたいと思います。

(社教)社会教育課長

児童館の数でございますけれども、釧路市は20か所、それから帯広市は1か所と伺っております。

菊地委員

私の認識は児童館ではないのです。帯広は20何か所。

(社教)社会教育課長

帯広市で開設している児童クラブのことですが、これは福祉センターという形になっております。

菊地委員

4月1日からサービス事業で定員枠を増やすとか、それから時間延長とか、サービス枠を拡充するというところで指導員の増員も見込んでいたと思うのですが、何人ぐらい増員しなければいけないと見られていたのかお聞きします。

(社教)社会教育課長

時間延長ということになりますと、当然、嘱託職員の時間の関係がございますので、新たに指導員を雇わなければならないという部分がございます。現在のところでは、土曜嘱託職員が、約20名、それから新1年生が4月7日から給食までの時間は早く教室に戻ってきますので、その部分の臨時対応として約20名というぐあいに増を見込んでおります。

菊地委員

合計で40名ということですか。

(社教)社会教育課長

はい。

菊地委員

実際、その申込み状況を見て、例えば望洋台小学校の児童クラブは、クラスがあって、一つ増やさなくてもいいのではないかとということとか、それから朝里についても枠の中で対応できるということになると、若干指導員が当初よりも少なくなるのではないかと思うのですが、この辺はどうでしょうか。

(社教)社会教育課長

指導員の数でございますけれども、現在、まだ募集中ということで確定した数字については私からお答えできないのですけれども、ただ今後、私どもがサービスの拡充の1点として、外遊びの志向ということを打ち出してございます。このためにも現在の指導員の体制を幾分でも手厚くしようと考えまして、土曜日と3期休業中の夏休みに限っては、児童が18名以上のクラブにつきましては指導員を新たに1名配置していくという、できるだけ外遊びができる環境をつくっていきたいと考えておりますので、今時点で指導員の数が増える、増えないというのはもう少し時間を置かないとわからないと、このような状況になってございます。

菊地委員

指導員1名で、この数年間の人件費というのは、どのくらい見ているのかわかりますでしょうか。

(社教)社会教育課長

月額で今、11万3,100円となっております。

菊地委員

私はやはりサービスの拡充という部分は、本当にもっともっと枠を増やした分、申込みがあるのではないかといいうふうにしたのです。実は今回、有料化になったので学童クラブをやめざるをえないというような意見も何人かからお聞きしているものですから、具体的には申込制ですから、一人一人今まで2年生まで来ていたけれども、3年生になってからは申し込まなかったとか、1年生までは来ていたけれども、2年生になって申し込まなかったということについての変動、それについての具体的なその理由というのはつかみづらいと思うのですけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

(社教)社会教育課長

お尋ねの件でございますけれども、私ども、その辺の詳しい理由というのはつかんでおりません。ただ、クラブ

を退会するというときには退会届というのを提出していただきます。その場合の主な理由というのが、友達ができ一緒に帰るので、児童クラブに入る必要がなくなったとかですとか、それから保護者の方が仕事をやめて家にいるようになった、それから習い物をするようになって児童クラブにいる必要がなくなった、こういったようなものが退会する主な理由と子どもはとらえてございます。

菊地委員

単純には見れないとは思うのですけれども、一つ一つのクラブを見ていて、平成15年の2年生が8名というところが、次の年にはまた8名そのまま3年生にずっと続くというふうにはなっていないですね。だいたい半分ぐらいの児童という状況があるものですから、私は3年生になったときに、課長がおっしゃったようないろいろな理由があって退会をする部分もあるのかもしれませんが、やはり有料化、3年生になるのだったら今度はどういうふうにしようとか、そういうこともあるのではないかなというふうには思っています。そういう場合の子どもの安全確保について非常に心配な部分があるのです。

参考人の意見陳述の中でも、子どもの放課後の過ごし方について、働いていないお母さんたちにとっても、児童館なり、福祉センターなり、そういうものがあって、家庭の中に閉じこもらないで生き生き過ごされるかどうかということはとても安心する部分なのだということが述べられていたのです。小樽はその部分がすごく充実していないというか、自然環境はいいのだけれども、そういう行政の子どもの問題についても、もっともっと日の当たるようにしてほしいと訴えられていたと思うのですけれども、そういう基盤がない中で、放課後児童クラブに全体の子どもの2割程度しか来ていない、そのところに税金をいっぱい使うというのはいかがなものかというような発想が、今度の手数料有料化にするという発想になるということには、私はその部分の考え方が逆ではないかというふうには思っているものですから、今、これだけサービスの拡充をして、もっともっと利用者が増えるかなと思ったら、意外にそうでもなかった。これはやはり有料化がネックになっているということも、ひとつとらえる必要があるのではないかなと。財政の評価はすぐには見られない、先ほど課長がおっしゃいましたけれども、それは来年度またどうなるかという前提の時点では、そうだとは思うのですけれども、また、違う面からも、今度の有料化の問題は非常に大変な問題を含んでいると思うものですから、私は保護者の負担の問題の面からもぜひ考え直していただきたい。今年度については500万円ですから、それは指導員の人件費その他について若干少なくなる部分があるとしたら、200万円程度を保護者に負担させることはとどまってほしいなというふうには思っております。

北野委員

放課後児童クラブについて

放課後児童クラブについて質問したいのですけれども、社会教育課長に聞くけれども、こういう資料を配って、放課後児童クラブの説明がありましたね。これは何月何日からやりましたか。

(社教)社会教育課長

入学説明会時期に放課後児童クラブの入会につきましても説明させていただきましたように、2月2日から話をさせていただきます。

北野委員

何か所で。

(社教)社会教育課長

学校関係19か所でございます。

北野委員

これを配ってやったのですよね。

(社教)社会教育課長

そのとおりです。

北野委員

総務部に尋ねますけれども、今議会への予算・条例の説明は、各会派に何月何日から行いましたか。

(総務)総務課長

2月9日から、予算関係の説明をさせていただきました。

北野委員

我が党へはいつでしたか。

(総務)総務課長

2月12日でございます。

北野委員

そこで、地方自治法では条例を設け、又は改廃する場合、どのように定められていますか。

(総務)総務課長

市長が規定において条例を定めるということになりますと、自治法第96条の議決規定のところにありますけれども、条例を設け、又は改廃することということは議会の議決要件になってございますので、条例を定めるときには議会の機関へ議決に付すということになっています。

北野委員

同じく総務部に伺いますけれども、1月号もそうですが、広報おたるで12月に健全化で見直しを検討する主な事務事業の一覧が市民に配られました。放課後児童クラブの有料化について、具体的に議会の議決もないのに勝手にやっているということ、私たちは問題にしているのですが、そのほかの事務事業の見直しで、この項目に沿ってより立ち入って、議会の議決もないのに関係者に説明している原部があったら説明してください。

財政部長

私どもの直接の所管では入湯税の関係でありますけれども、これについては、もちろん、今、議会に条例の提案もしてございません。それから、予算上の措置ももちろんまだしておりません。しかし、昨年夏ぐらいから、個別に懇談したり、あるいは10月下旬だったと思いますけれども、関係事業者にお集まりいただいて、今後こういうような形で市として考えているので意見をお聞かせいただきたいというような話をさせていただいております。

北野委員

そのほかはないですか。今、財政部長が言ったのは、これは瀬踏み行為で、猛烈な反対を受けたから、今回の提案ができなかったのでしょうか。

財政部長

猛烈な反対というのでなく、今まで減免という措置をしておりまして、これを取りやめて、こういう形にしたいということでもございました。そういう意味では新たな利用者の負担も伴うことでもございますので、関係事業者にも影響がもちろんあると、こういうような観点から、前もって話をさせていただいて、この時点では、めどとしては4月からやりたいだとか、この程度を考えているのだけれどもいかがだろうかと、その辺の話まではさせていただいております。

北野委員

これは、一つの事業を進めるに当たって、関係者から意見を聴取しているということであるのです。今回の教育委員会がやったことは全然質的に異なるのです。このことだけは指摘をしておきます。

それで、けっきょく事務事業の見直しを市民に告知して、議会で決まらない前に、決まったら金を取りますというふうに行っているのは市教委しかないでしょう。

社会教育部長

基本的にその説明会においても、今、1定での議会議論の経過を踏まえた場合において有料化になるのだと。それは、広報おたるの12月号、1月号にそれぞれ放課後児童クラブの有料化について16年度から検討しているという記載があるものですから、当然、保護者の方々が実態、要するに情報を求めているということから、そういうような処置をとったわけで、決して委員会内でも議決されるとか、そういった形の記載はされていないと考えてございますので、これは説明責任という部分があって、やむなくこういうことをせざるをえなかったことについては、特段のご配慮をいただきたいと。これは、本会議の中でも答弁申し上げましたけれども、重ねた答弁でございますけれども、何とかご理解いただきたいと思っております。

北野委員

理解できないから聞いているのです。

総務部に聞きますけれども、手数料を決めた後、市民に告知するのはどういう方法が法で定められていますか。

(総務)総務課長

自治法第16条になるうかと思えますけれども、手数料を定める条例が議決された場合には、議長から、3日以内に市長あてにその内容が送付されますので、それを受けた日から20日以内に公布。公布の日から起算して10日以内から公布というのが一般的な形になります。

北野委員

それから、手数料についてですが、地方分権一括法が成立する前と後ではどのように変わりましたか。

(総務)総務課長

一括法の12年の制度によりますと、機関委任事務が廃止されたということになりまして、それに基づいて手数料を取る場合も附則で定めておりましたけれども、そういう事務がなくなりまして、一般的に地方の行う事務はすべて自治体の事務ということになりましたので、手数料についても条例で定めるということになってございます。

北野委員

地方自治法の先ほど言った96条に照らしても、議決権は議会の権限の中でも最も基本的で本質的なものです。この議決によって、初めて普通公共団体としての意志が決定されるわけでしょう。こういう私の認識に間違いありませんか。

(総務)総務課長

議会の議決の権限とその重さといいますか、その中で、今ありました手数料に関する条例の制定に関しても議決事項でございますので、その部分については、確かに議会の権限の範ちゅうにあるというふうには思っています。

北野委員

この問題で本会議でも聞いていますが、古沢再質問に対する市長答弁、もう一度おさらいしてください。

総務部次長

さきの議会の古沢議員の再質問の中で、提案前の説明会についての質問がございました。議会に提案する前に既に議会で決まったからこうなるなんていうことを聞いた覚えはないということでの質問がございました。それに対しまして、市長答弁としましては、12月議会で提案しなかったのは問題だというふうに言っていますけれども、その時点では最終的な決断ができていなかったと、そういうわけで遅れたと、今後はそういうことのないよう提案をしっかりとしていきたいというふうに言っております。また、今まで例があったかということについては記憶がないというふうな答弁をしております。

北野委員

今の再答弁で市長は二つのことを言っているのです。一つは、12月議会で提案しなかったことについては提案した側にかしがあるということを知っているのです。それから、二つ目は今まで例があったかどうか記憶にないと言っているのです。だから、今は答えられないと。総務部長どうですか。こういう例ありましたか。

総務部長

昨年提案しなかったのはかしがあるからということ、そういうことで申し上げているわけではないので、提案できなかったというのがかしだということも、ちょっといかがかとも思います。それから市長が記憶にないということで申し上げましたけれども、私としてもこういう側を知りうる限りではないというふうには承知しています。

北野委員

一つ目の話を聞いていないのに総務部長が答えるから、私も聞いているのです。今後はそういうことがないようにしっかり提案していきたいと言っているのですよ。提案の仕方に問題があったということは認めているのではないの。本会議の雰囲気からいって、そうだったでしょう。それは前段があるのですよ。証明書について市民への告知の周知の期間があるから、4月1日からは実施できないから12月に提案させていただきたいと、こういうことだったのでしょ。私たちは反対だけれども、どうしても市民や関係者にきちんと伝えたいというのであれば、12月に出してくるというのが当たり前ではないですか。

社会教育部長

若干中身についてもう一度確認させていただきますけれども、この放課後児童クラブの条例改正は4月1日ですけれども、その執行は9月からということになっていますので、決して12月でなければならぬという話にはならなかったと思います。ただ、12月に提案という部分について若干説明させていただきますけれども、クラブの増設というのは学校の余裕教室等を使わせてもらうと。そういう中で、例えば望洋台小は特殊教室を使うというような実態の中で、16年度以降がどういう状況になるのかわからなければ定員の増員もできないと。それで、学校側の方の児童だとか特殊教室に入る児童もチェックをしながら、余裕教室があるかどうかという判断をしているわけです。そういう意味では、年度ぎりぎりまで余裕教室というのはわからないということなので、12月には提案できなかったということでございますので、そういった特殊事情についても考えていただければと思います。

北野委員

いいかげんなことを言うのでない。教育委員会に聞くけれども、各学校の校区は決まっているのです。その校区に住んでいる児童がだれだれで何人どの学校に入学するかというのは、もうわかっているでしょう。入学説明の案内はいつ出したの。早くに12月の時点で、どの児童がどの学校に入るかはわかっているでしょう。答弁にならないですよ。社会教育部長が答えるのかい。学校教育部の方、答えてください。そんなことはわかっているでしょう、事前にもっと早く、いいかげんなことを言うのでない。

(学教)学務課長

学校の校区というのはそれぞれ決まっておりますので、その中で入学する生徒については学務課の方で把握をして、当該の子どもたちに案内をしているというところでございます。

北野委員

それはいつわかるの。早くにわかるでしょう。

社会教育部長

先ほどの答弁、若干補足させてほしいのですけれども、あくまで余裕教室というのは、そういった児童の受入れのほかに学校全体の運営ということもあって、特殊事情というお話をしたつもりでございますので、その部分は、先ほどの答弁に合わせて答弁という形をとらせていただきたいと思います。

北野委員

だから、そんなことは何回言っても同じです。それであればあるだけ早くに提案して、そしてゆっくり準備にかかれればいいのでしょう。弁明すればするだけ、不利になりますよ。今回の市教委のとったことは越権行為です。これは議会軽視なんていうものではなくて、法に基づく議会の議決権に対する侵害ですよ。こういうものは撤回して、出し直ししていただきたいと、これは譲れないということだけは申し上げておきます。今日は市長がいないから。

私は市長の答えをお聞きしたいと思います。

三位一体改革の影響について

次に財政問題で伺います。

最初に三位一体の影響額を当初はどれぐらいと想定していたか。そういうことは考えていなかったか。

(財政) 財政課長

三位一体改革の影響額が、去年の暮れまで何がどのぐらいの規模でされるのか、そこら辺がわからなかったものだから、特別減るとか、そういうことは想定しておりませんでした。

北野委員

おかしいのではないですか。健全化計画では、歳入がそのまま推移するというで計画を立てていたのでしょうか。ところが、三位一体の実態が16年度の額が明らかになったら、大幅に落ち込んだから健全化計画を提出できなくなったのでしょうか。だから、市長の側は、歳入がそんなに落ち込むなんていうのは予想していないということだったのではないですか。

(財政) 財政課長

そうでございます。減るとも増えるとも考えていない。ですから横ばいで考えていた、そういうことです。

北野委員

これは財政部長に聞きますけれども、健全化計画では人件費で20億円、事務事業の見直し、歳入増で20億円と、合わせて40億円の財政効果。ところが、今度の三位一体で、これが全然前提が崩れてしまったと。だから、歳入がこれから減るということが私は濃厚だと思うのです。こういう上に立って健全化計画を立てるということになると、事務事業の見直しで、今、広報おたる等で知らされている以外に、まだ負担をかける、そういう事業があるのか、又は、人件費最大で7パーセントカットということを出していますが、それ以上の負担を市の職員にかけるようになるのか、どうするのですか。

財政部長

今、お話ありましたけれども、まず現行の計画の大きなテーマというのは、3年程度で単年度収支の均衡を図るというのが一つの目標だったわけです。その中で今の国の方針で、当面のその16年度が示されましたから、非常にやはりこれは大きな問題として我々に降りかかっているというのは事実であります。

それからもう一つは、先ほど出ましたけれども、やはり15年度の決算です。このあたりがどうなるかによって、今シミュレーションしているものが15年度、16年度に覆いかぶさっていくという問題がありますから、その辺でもいろいろな問題が出てくる可能性があるものですから、そういう中で、やはり我々は本当に最大の問題である再建団体への転落の回避ということを何とかしていかなければなりません。ただ、いずれにしても、今は16年度の部分だけしか、国から示されておりませんから、これが今後どうなっていくのか、その辺の見合いをある程度はっきり見なければ、それ以外の新たな負担だとか、市民へ、それから職員へというような話がありましたけれども、そういったものが、そういった状況の中でもって慎重に判断していくということになるかと思えます。

北野委員

そうすると、私の聞いた二つのことについては答弁できないということですね。

財政部長

今の段階では、政策課題として12月のレベルで40項目ほど出させていただいております。今、北野委員のおっしゃるのは、さらにそれに上乘せしたところがあるのかというようなことだと思うのですが、その点については先ほども申し上げましたけれども、当時16年度の国のこういう問題が少し出てきたと。その後、どういうふうになるのかということ、17年度以降になっていくのかということが、今、具体的に国としては2006年度までに三位一体の改革を通して示すということになっているのですが、これが年度ごとにどういう形で来るかということをお聞きしたいのですが、これを我々はまだわかりませんから、

ですからその辺を見て、具体的に二つの問題についてどうするかということは、今の段階では申し上げられないということでございます。

北野委員

私はもう少しきつく見た方がいいと思うのです。というのは、今回は補助金は1兆円、これは一般財源化されたと、その影響が出たわけです。ところが、税源移譲。税源移譲というけれども、私は今回は税源移譲なんていう名に値しないと思っていますけれどもね。しかし、この改革と展望の期間中に4兆円の補助金を一般財源化するとやっているのです。あと3兆円残っているのです。これが減らされると。しかも、補助金を減らす場合に、税源移譲に当たっては、今までの事業の8割まで徹底して削減して、8割しか渡さないと言っているのです。地方にとってとんとんなんていうことはどう考えたってありえないのです、今の小泉内閣のやり方からいって。そうすると、16年度はこういうひどい結果です。17年度以降、とんとんになるなんていう見通しなんかはないというふうに見るのが正しいのではないですか。

財政部長

確かにその20兆円が、4兆円をやるといふふうに言っているわけです。それで、その見方ですけれども、物によっては10割。けれども、全体的な事務事業だとか見直しをしていく中で、8割程度というのも一つには出ております。今後、それが一般財源化されることによって、その税源移譲というのがどういうふうに来るか。今回たまたま暫定的な形でしか来ておりませんが、それが地方の今後求めていく完全な自主財源となれるような税源移譲、こういうものをしっかりやっていただかなければもうどうにもならないというのは、それはおっしゃるとおりだと思います。それと、交付税についても今まで13年度からやっている臨時財政対策債が、16から18までの3か年ということで延びましたけれども、どういう形で地方に対して見てくれるのか。この辺のことがきちんとないと、非常に厳しい状況は予測されます。

北野委員

今、小樽市の事務事業とは別に、今度の国会で、特に3月5日に衆議院を通過したさまざまな法案がありますけれども、これで小樽市民が影響を受けるのは何々か、例えば試算して影響額はどれぐらいになると押さえていますか。

(財政)市民税課長

地方税法の一部改正につきましては確かに3月5日、衆議院で可決されたことは承知しております。地方税法の一部改正の提出議案というのは、私どもまだ入手しておりませんが、北海道から出しております改正案の概要が、そのまま可決されたものと考えております。その主なものとしまして、16年度課税から実施されるものとしましては、均等割額が一律3,000円に、均等割及び所得割の非課税限度額の加算される金額の引下げ。17年度課税から実施されるものとして、同一市内に居住して共働きをしている夫婦について、均等割が非課税となっている方への課税、17年度は1,500円、18年度は3,000円。また、18年度から実施されるものとしましては、公的年金等の控除額140万円を120万円に引き下げる。老年者控除、地方税法でいいますと48万円を廃止するというのが、今回可決された主な改正点と理解しています。

そこで、影響額につきましてですけれども、まず16年度における影響額につきましては、均等割を納付している納税義務者にとって、単純に考えますと一律500円負担増となります。そこで、今回16年度予算の中で均等割の納税義務者を、私ども5万1,000人と想定しておりますので、それに掛けますと、2,550万円は増加すると考えております。また、非課税限度額の改正の影響額は推測が困難な状況にありますので、ご理解いただきたいと思っております。また、17年度以後に係る影響額、これにつきましては16年度、17年度で直近の課税状況によって納税義務者等を把握して、推計することとしておりますが、今の段階で出ませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

北野委員

今日は出ていないけれども、年金の法案も通っているのだそうですね。そこで、物価スライド、物価が下がっているから、過去何年間にさかのぼってその分を必ず削減するということを決めて、参議院に送っているのですよ。保険年金課から、その影響はどのぐらいか聞いていますよね。何パーセント削減になっていますか。

(財政) 財政課長

新聞報道でしかわかりませんが、今回の年金改革の中で物価スライド、平成15年度は前年度からマイナス0.9パーセント、14年度の部分が15年度に行くスライド部分がマイナス0.3パーセント、15、16年度の消費者物価はマイナス0.2と、政府が見通しを立てており、これを合わせますとマイナス1.4パーセント。そのほかに2000年から2002年までの間にマイナス1.7パーセントの利下げをしませんでしたので、それが実質的には将来物価が上がったときに上げないという考え方でございますので、それを合わせると3.1パーセントの影響があるということです。

北野委員

けっきょく小樽の事務事業の見直しとは関係なく政府の措置によって、こういうように負担がかぶせられるのです。

そこで人件費の問題で総務部長に尋ねますけれども、職員組合との合意については説明を受けました。そして、財政事情が好転したら、また元に戻す努力をするということで合意をとっているでしょう。ところが、今度の20億円で済まないということになった場合に、職員組合との関係はどうなりますか。もう一回提案するの。

総務部長

職員組合の人件費の削減については、基本的には3年間で3、5、7パーセントということは一応妥結しました。実際に先ほど財政部長からお答えする状況がどういうふうになるかということがわかりませんので、何とも言えませんけれども、私の方で組合の方との妥結というのは、これは基本的には大事にしていかなければならないという項目ですから、とりあえずは3年間の基本的に3、5、7で実施していきたいと、こういうふうに現状は考えています。

北野委員

だから、再度、根室のように、根室が10パーセントだから、10パーセントまでは認めてほしいというふうに行くということは、今、検討していないということですね。

そこで、先ほど繰上充用の話がありましたけれども、先ほど佐藤委員の質問に対して、15年度決算がどうなるかわからないと言っていたけれども、佐藤委員に対しては赤字になるということは認めているでしょう。そうですね。そうすると、繰上充用で先食い先食いしていったら、19億円は膨大ですから、そうすると赤字再建団体に転落するのは標準財政規模の2割を超えたらというふうに伺っていますから、先食いしていったら累積赤字が60億円なり66億円、そのときの標準財政規模はわからないけれども、だいたいそのあたりを越えたら赤字再建団体ということになってしまいますよね。

(財政) 財政課長

やはりその繰上充用の額が、一定程度標準財政規模の2割を超えると、法に言う準用再建団体の道を選ばなければ起債も借りられませんので、市の運営が成り立たないので、再建団体の道を選ぶしかないと思っています。

北野委員

この19億円の空財源の解消はたいへん重要なのですが、先ほど佐藤委員に対してもやったし、私どもも指摘しておりますが、財政再建債、これだけで何とかしようなんていうふうにはどうていならないと思うのですけれども、そのほか考えていることがあれば聞かせてください。

財政部長

基本的には、それも一つありますけれども、今回の国から公的には非常にやはり地方に厳しいというのは、これは市町村、都道府県問わず同じであります。それで、一定程度の方向が1月以降出た段階で、全国市長会も北海道

市長会も、国に対して要望しています。その中で主なものを申し上げますと、国庫補助負担金の廃止に伴う一般財源予算関係ではきちんとした税源移譲をしてほしいとか、それから地方交付税の持つ財政調整機能と財源保障機能の堅持をとにかくやってほしいということです。それから、三位一体改革の全体像をきちんと示してほしいと。それから、地域の実情というのもいろいろありますので、それについても国の方でもきちんと押さえてほしいというようなことです。これはもうすべて小樽市にとっても当てはまりますから、こういうことについては当然国に対して要求はしていかなければならないと。

それから、新たな起債の関係での弾力的な運用の中で、小樽市の、例えば先ほど財政課長が申しあげましたような例についても適用させていただけないかというようなことも一つでありますし、今、具体的にはまだこれということはございませんけれども、その都度、今、小樽市の抱えるいろいろな財政的な問題の中で、国の対応可能なものがないかどうか、その辺を常に考えながら、やはり道や国に要求していかなければならないと考えています。

北野委員

私の指摘したことは、政府の方針をそのままやられたら、これはもう小樽は立ち往かなくなるという心配からの指摘ですから、部長が言うように、もっともっと働きかけて、財源が確保される、そういう保障をしっかりとち取るということがこの前提だということですから、大いに頑張ってくださいと思います。

消防救急業務規程について

消防について伺います。資料で、小樽市消防救急業務規程関係部分だけをいただいたわけですがけれども、この第31条第3項、棒線を引いて消してあるのと、それから手書きで書いてあるのと、どのように意味が違うのか説明してください。

(消防)中村主幹

規程第31条第3号は、使用後となっているものを見え消しで消して、使用後消毒、毎使用後と打ち消していたこととでございますけれども、これは、規程上は間違いなく直筆のとおりとなっております。これは、打ち込みの際にこのようになったものと考えております。

北野委員

毎使用後と消してある意味と手書きの意味は、どう違うのかということを知っているのです。

(消防)中村主幹

この部分は規程上、直筆のとおり、使用後消毒、毎使用後というふうになってございます。これを打ち込みの際に、使用後消毒というふうになってしまったものと考えております。

北野委員

同じ意味なのかい。どういうことで、その意味の違いがあるから、これ直筆で書いてあるのでしょうか。だから、その内容です。

(消防)中村主幹

使用後消毒は毎使用後に行うという意味で記載しておるものです。

北野委員

では、今まで毎使用後消毒するということにはなっていなかったの。

(消防)中村主幹

いえ、そのようになっております。毎使用後に消毒することになっております。それを使用後の消毒というふうにして決めているわけですが、こちらの方に打ち込む際に抜けてしまったものと考えております。

北野委員

私、資料を要求する前に、担当の総務部から、小樽市消防規程の全文をいただきました。これは各会派にCDでこういうのが渡されているけれども、変えられているということも考えられるから、その担当の総務部に聞いたら、

資料では削除して、使用后消毒、毎使用后と書いてあるけれども、総務部からもらった小樽市の規程ではそうっていないのです。3号は毎使用后と書いてあるのです。何で手書きで書き直して資料にしたのですか。

(消防)中村主幹

庶務的な書類ですけれども、1号が定期消毒、2号が臨時消毒、3号が使用后消毒となっております。この規程上は使用后消毒毎使用后となっているところを、実際に打ち込むときにこのようになってしまったものと考えております。

(総務)田中主幹

例規の内容変更の場合、総務部の方で部内で修正しておりました。そのときの修正のミスがあって、今、お渡しした部分で抜けていたのですけれども、原本としてはここに記載のとおり表現が正しいので、その部分でこの内容でここに出させていただいたということです。

北野委員

整理するのはあなた方だから、原部からこうやって刷り上がったのをこうやって直してくださいと来たら、担当者に変えさせて直すのでしょうか。だから、私は、一番新しいのをあなた方はどういうふうに書いていますかと聞いたわけ。ところが、消防から資料として出してもらったら、総務部に書いていないものをこれが正しいのだと言って書いて出すから、これどういうことなのですかという疑問が出るのは当然でしょう。しかも、資料にある使用后消毒、毎使用後は、国の基準の文言に書かれているのですよ。ざっくばらんに言えば、消防も忘れていたのでしょうか。だから、恥ずかしいから、資料をこうやって出せと言ったら、慌てて手書きで書いて、例規集にない文言にして、資料として配ったのではないの。

消防署長

今のお話なのですけれども、規程を私どもでつくるのですけれども、これ原議につきましては、いわゆる国の基準どおりの原議でやっておりますけれども、先ほど言ったように、総務部の方に私どもが出しまして、今までであれば、業者の方が編さんして仕組むのですけれども、そういったことで、私どもの方は基準どおりの原議で、なおかつそういったことで連絡をしておりました。

北野委員

そうしたら、総務部がミスったということ。そういうことなのでしょう。議会に出した正式書類が手書きですなんていうことは。

消防署長

原議については、私ども基準どおりの原議となっております。

(総務)田中主幹

事務的に作業をやっている際に、打ち込みのミス等が今たまたまこれで出てしまったのがその段階でわかりましたので、現在、基となるその部分については、消防が言っている方の形が原議で出ておりますので、そのとおりの内容で、その訂正作業を申しわけありませんけれども、今から行うことになっております。

北野委員

原因がわかればいいです。その部分は、どうこうということではないです。

消防自動車と救急自動車の乗換運用について

消防自動車と救急自動車の乗換運用については、手宮出張所で既にやっているということですが、どういうやり方でやっているのか、詳しく説明してください。

(消防)総務課長

ただいまの手宮出張所の消防車と救急車の乗換運用についてのお尋ねでございますが、まず手宮出張所には配置人員といたしまして、消防車両3台を運用する職員を配置してございます。次に、同出張所の配置されております

消防車両は、消防車、消防車、高規格救急車、普通救急車、合わせまして4台の配置でございます。この4台の車両のうち職員が3台分の配置となっておりますので、事案によりましてこの3台を運用していくということになります。したがって、火災や災害がありましたときは、消防車及び消防車及び高規格救急車の運用となっております。

なお、救急要請が先にごさいました場合は、高規格救急車と普通救急車あるいは消防車の組み合わせということになりまして、最終的には3台の色分けでございますが、消防車、救急車、救急車というような塗り分けのいわゆる運用になるところでございます。

北野委員

塩谷、蘭島出張所管内の、昨日も議論がありましたけれども、あわせて過去何年間でもいいですが、火災の発生状況、年何回出動しているか、それから救急車は塩谷、蘭島出張所管内1日平均何回の出動か、お答えください。

(消防)総務課長

塩谷、蘭島地区での火災と救急車の過去の発生件数についてのお尋ねでございますが。

北野委員

年平均でいいよ、昨日も聞いているから。

(消防)総務課長

救急出動につきましては、過去5年の平均でございますと、330から340件程度と考えてございます。また、火災については平均ではなく、過去5年間の実数といたしまして報告をさせていただきます。塩谷出張所管内におけます火災が24件でございます。蘭島管内につきましては、過去5年で3件となっております。

北野委員

そうすると、塩谷出張所に救急車が配置されれば、平均ですけれども、救急車は1日1回の出動だと。消防車は、これ計算してもほとんど出ていないということになるわけです。そうすると、常識的に言えば、塩谷、蘭島も、職員は救急車にスタンスを置いて勤務していないとならないということになりますよね。

ところで伺いますが、日常業務はどんな服装でやっていますか。

(消防)総務課長

これからの塩谷の救急車の乗換えの隊員につきましては、手宮出張所の乗換えをしている救急隊員と同様に、救急服での勤務と考えてございます。

北野委員

そうしたら、査察に行くときとか、あるいは除雪に行くときも、救急隊員の姿で行くの。おかしな話ではないですか。

消防署長

今、課長からも答弁がございましたが、現行、手宮で既に行っておりますが、今、委員からご質問がございました査察、そういったものにつきましては救急服、その上に冬期間であれば当然防寒着を着まして、私ども査察に歩くときには標章をつけまして、それを胸にして立入検査を行っておりますので、支障なく、今、手宮も行っておりますので、そのように塩谷でも行いたいと考えてございます。

北野委員

冬は外とうを着るからいいですよ。夏だったら、暑くてそんなことできないでしょう。

それで、消火栓の出動に行くときも、救急衣の上にジャンパー着ていけということが。消防の関係はどうなるの。一回一回出動ごとに、車から服から、全部消毒するのでしょうか。その消毒した服を着て、消火栓の除雪だとか、あるいは家庭の査察だとか、そんなことをやるの。何のための消防査察さ。

消防署長

今、私どもが考えているのは、通常の業務の中で救急服を着ていきますけれども、ただ、例えば火災があって、それから戻りましたら、当然着がえもいたしますし、そういったことを考えながらやっていきたいと考えていますので。ただ、すべてにつき全部消毒して必ずしも対応するとはならないと考えております。

北野委員

その点については異議がありますから、また、引き続きやりますけれども、隊員を減らしながら救急車を配置するということが最大の矛盾になっているのです。火災と救急車の出動が重なったのは年に1回しかないとか、そういうことでごまかしているけれども、やはり青い服を着て査察をやったり、消火栓の除雪を含めて、家庭の指導だとか日常業務をやるわけでしょう。だから、救急隊員の服装というのは、消毒の対象になっているわけでしょう。日常業務で、そういう服を着てそういうようなことをやるのか。そんなおかしなことをやるのだったら、かえってその方が今度問題になるよ。

(消防)中村主幹

今、委員がおっしゃるように、査察、消火栓の除雪が、必ずしもいろいろな感染あるいは細菌、そういったものに直接当てはまるとか、それからそういったものを媒体にしてありえるというふうには、今のところ私どもは考えていないのですけれども。

北野委員

これで終わりますけれども、今、鳥インフルエンザとかなんかでいろいろと問題になっているときに、あなた方のそういう軽率な答弁では私は納得しませんから、人員を増やせということだけは強く言っておきます。

委員長

共産党の質疑を終結し、市民クラブに移します。

森井委員

職員の派遣状況について

まず、職員の派遣状況について、説明願います。

(総務)職員課長

現在の職員の派遣状況ですけれども、地方公共団体の組合等の派遣ですけれども、石狩湾新港管理組合並びに北しりべし廃棄物処理広域連合の方に、5名ずつ派遣しております。これは16年度においても同様に派遣します。それから、いわゆる道と市町村の関係で相互理解の関係で、北海道相互交流会ということで、15年度は2名ずつ、こちらから2名、向こうから2名ということになっておりますけれども、16年度はこちらから1名、向こうから1名ということで考えております。日本政策投資銀行研修派遣ということで、これについては北東公庫・北海道開発機構、それらが一本化されて新しい銀行になっているという形で、自治体の融資ということで、新年度派遣されるということで1名、16年度についてはそれを予定しておりません。最後に消防職員派遣ということで、これがいわゆる実働部隊で、給与自体はこちらで支給するのですけれども、最終的には負担金で戻ってくる形です。これが16年度8名を予定しています。

森井委員

ちなみに、知る範囲でいいのですけれども、民間企業とこのような派遣、又は派遣交流、相互交流を行っているところはありますでしょうか。

(総務)職員課長

小樽市においては、研修を含めて、いわゆる派遣というのはないということでございます。

森井委員

民間企業と交流が必要ではないかと思ったのです。さきの一般質問をさせていただいた際に、市長答弁で、既成

概念や前例踏襲にとらわれず、これから選択をしていかなければいけないと。私自身は、市職員が同じ場所にずっといるのではなく、外を見ていかなければならないと思っていますので、そういう民間との相互交流は行うべきかと思いますが、見解をお願いいたします。

(総務)職員課長

道内でも、待遇だとか民間同士の経営状態を研修させるということで、例えばデパートで何件かやってきた例がございます。ただ、民間の方が実際にリストラということが進んでおりまして、役人を受け入れて、いわゆる公務員の面倒を見るということは、かなり逆に困難になってきています。早晚、派遣的な意味でいえば、民間の方に派遣していく、その職員のコストを見るということ自体がだんだん不可能になっていきます。現状的には、狭くなってきています。

ただ、委員の言われるとおり、公務員の方も民間のノウハウを入れなさいというのが、国の方針ですので、民営化という意味ではないですけれども、民間のノウハウも入れて、合理化ではないですけれども、公務の在り方を問えとありますけれども、当然研修派遣できるかどうかは別にして。そういった意味での研修派遣という形をとれるかどうかは別にして、どういった方向をとれるか、考えてみたいというふうに思っています。

森井委員

小樽という枠組みにとらわれず、札幌又は関東、関西、そういうところでも民間企業はあると思いますので、いろいろなところに当たって交流していただきたいと思っていますし、また、枠をさらに外れて、海外というものを考えていきたいと思うのですが、その辺すぐにはできないと思うのですが、例えば姉妹都市であるダニーデンの市役所と交流をするというようなことは可能でしょうか。

(総務)職員課長

たしか以前に、期間は別にして、そういった職員の交流という形でやっていた事例があったかと記憶しております。

森井委員

自分は、短期ではなくできれば長い期間、最低1年ぐらい、そういうこちらの方で行っている交流も1年とかいう期間が長いかと思っていますので、そういう交流をしていただければと思っています。

また、今のお話での基本的に市役所という側から、職員にここにいてほしい、ああしてほしいという話だと思うのですが、現状、職員みずから長期間研修に行きたいと言っても、できない現状があると思います。

そこで、私自身は長期無給休暇を導入すべきではないかなと思っているのですが、その部分について把握している部分でいいので、何かあればお伝えください。

(総務)職員課長

いわゆる職員の無給休暇、これをとって、いわゆる独自に大学に行くとか、そういう部分をたぶん想定しているのだと思いますけれども、今、国の方の見直しといいますか、その中で若干無給で休暇をとるですとか、職員のスキルアップですとか、独自の勉強をしていくという動きがありますので、仮に国家公務員の方でそういうような制度、そういう業務内容については、こちらの方で、今、服務関係については国家公務員に準じている形とっていますので、いろいろな検討をしていきたいというふうに思っています。

森井委員

なかなか現実的に難しいことだと思いますが、やっていただきたいと思っておりますので、検討方よろしく願います。

ホームページについて

ホームページについて質問をいたします。

3月にリニューアルをしたというようなことなので、そのことについて具体的に。

(企画)川堰主幹

リニューアルはまだでございまして、今、トップページのリニューアルということで検討してございます。できれば4月早々にでもリニューアルしたいということで、これはなぜかといいますと、ホームページを立ち上げてからもう5年以上がたっていて、当時と比べて当然掲載している内容も大幅に増えていると。それから、利用者が探したい情報に迷わず進める体裁、そういったご批判、ご意見等もございますので、今、トップページのリニューアルを考えてございます。

森井委員

ちなみに、今はどのような人たちが見ているかということを確認できる状態でしょうか。

(企画)川堰主幹

カウンターのことかと思いますが、現在はそのカウンターについては載せてございまして、リニューアルの際にはそれを載せる予定でございます。

森井委員

簡単でいいです。ホームページの利点を、一般論で答えていただければけっこうですので、よろしく願います。

(企画)川堰主幹

簡単に言いますと、市の方の情報を広く提供できると、そういうことだと思います。

森井委員

私自身が依然として考えるのは、常々見ることができる、常々情報を発信できるということだと思います。現状、広報おたる、これは月に1回、1日に発行されますけれども、その中で既に16年度予算案のことが書かれています。しかしながら、ホームページに関しては、いまだに昨年度のままです。確かにこれら自体はもう既にアップされて、リニューアルで残すことができるので、もちろん見ることはできますが、その常々情報を提供できるというような状況からは少し遅れていると思うのですが、それについての見解をお伺いしたいと思います。

(財政)財政課長

今、16年度予算、また、決算についてですが、先ほども議論がございましたが、内容を説明するのは広報おたるでけっこうであれば、提案内容として言ってよしいのかと思いますが、それ以上の内容については、議会の議決を得た後に掲載するのがよいと思っております。そういう意味で議会の議決後に掲載しますので、予算は掲載したり、決算は掲載したり、これが実情でございます。

森井委員

ホームページと広報おたるのどこに何が差があるのか、私にはわからないのですが、情報展開をするという意味では、小樽市で所有している情報とも情報ツールだと私自身は思っていますので、そういう部分はしっかり進めていかなければいけないのではないかと考えております。

次に、その意見の集約方法というのは、現状何がありますか。

(企画)川堰主幹

ホームページ上ということでよろしいですか。

森井委員

はい、よろしいです。

(企画)川堰主幹

ホームページ上ですと、今、市政へのご意見・ご要望という欄がございまして、そこでの意見集約ということになります。

森井委員

私の一般質問でも、財政健全化についてパブリックコメントというような話もありましたが、そのような形で、何か一つ一つの政策に対しての意見集約の場というようなものを小樽のホームページでつくられたことが、今まではあるでしょうか。

(企画)川堰主幹

パブリックコメント、意見募集とか、そういう意見を聴取するということだと思いますけれども、地域情報化計画を策定するときに、皆様からそのパブリックコメントのような形で意見を募集したという経過がございます。それで、今はホームページ上でも、そのような意見を聴取するというような形のことをやられているというふうには伺っております。

森井委員

今、審議会とか市の中で多々行われていると思いますが、これからは、その辺は審議会はホームページ上で行うこともできるかと思えます。電子会議等、いろいろな名称があるかと思えますが、藤沢市や幾つかの市では、そのようなことを既に行っている市があります。それらを参考にして、新しくいろいろな方々から意見を集約する方法を考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょう。

(企画)川堰主幹

確かに電子会議室ですとか電子掲示板というのも、情報化計画の中では一応予定項目にはなっております、検討課題であります。道内の先進市など調べておりますけれども、なかなか難しい面というのもございます。ひぼう・中傷のたぐいが多くなるですとか、そういったこともございますので、いろいろ先進例を参考にしながら、重要課題として検討してみたいというふうには思っております。

森井委員

高橋委員からも質問があって、1課1ホームページというような話もありましたが、いつごろまでにやりたいかという何か目標はありますか。

(企画)川堰主幹

先ほど高橋委員のご質問にもお答えしましたけれども、ホームページの講習というのを3月1日から5日まで行いました。それで、新年度におきましても、複数回講習を行いまして、できれば16年度後半もしくは17年度当初から、1課1ホームページ制というのでしょうか、原課の方でホームページを作成して、ホームページを担当する部署がチェックすると、そういった形をできるだけとりたいというふうには考えてございます。

森井委員

できるだけ早い時期に設定して、そのような形が現実になるようにと願っておりますので、大変だと思えますが、よろしく願いいたします。

次の質問に入らせていただきます。一般質問で、民間企業におけるコスト意識というような言葉で質問させていただきました。これは、事業収入を上げたりとか、もちろんコストに対する意識をもっと高めたりとかというような意味合いもあるのですが、それとともに民間企業における意識と同じ意味合いなので、これはそういう事業収入を得るといことは、それだけ市民サービスを高めなければいけないという意味合いを、自分の中で含めております。特に民間企業では顧客サービスと呼ばれるぐらいですから、ほかよりもかなり深いサービスを常々考えていかなければいけないと、これからは公共においてもそういうところに行っているのではないかなと思っております、そのことを踏まえまして、ひとつ質問させていただきたいなと思っております。

放課後児童クラブについて

先ほど、とても熱い論議がありましたけれども、放課後児童クラブについて質問をいたします。

今回、有料化するしないというような話題になっておりますけれども、この中で、有料化することによって今までと違うサービスがあるというようなことを、今までも説明がありましたが、改めてよろしく願いいたします。

(社教)社会教育課長

放課後児童クラブのサービスの拡充ということでございますけれども、待機児の部分がございましたものですから、待機児の解消という観点から、まずクラブの増設というのを行いました。定員の拡大という点にもつながるかと思えます。

もう一点は、時間の延長ということで、通常期は放課後児童クラブは午後5時までであります。これを6時まで1時間延長すると。それから、夏休み、冬休み、春休み、これは午後4時までだったのですけれども、これも1時間延長いたしまして、午後5時までとする。それから、できるだけ外遊びをさせるような形で、保護者からの要望もございますので、そういった外遊びのできる環境づくりといいますか、そういった形での、指導員の配置というのを考えています。

それから、もう一点ですけれども、新1年生の4月1日からの入会。これは、今までは入学式を終えてから入会という形をとっているわけです。これも保護者からの要望がかなり強いものがございまして、4月1日から入会をしていただくと。このようなものがサービスの拡充というものでございます。

森井委員

ちなみに、春、夏、冬は、今お話ありましたけれども、延長するということですが、朝は何時から夜何時までになりますか。

(社教)社会教育課長

3期の休業期間中は朝は9時からございまして、閉めるのは午後5時ということです。

森井委員

資料請求させていただきまして、外遊びの状況を出していただきました。ちなみにその他には何があるのか、お答えください。

(社教)社会教育課長

このその他とございますのは、例えば学校内のプレイルームだとか、それから近隣の公園、そういったものが含まれているということです。

森井委員

では、全く丸のついていないところは、教室又は別な何かがあるのでしょうか。

(社教)社会教育課長

提出させていただきましたこの資料でございますけれども、全く外遊びをしていないというのが3か所になるかと思えますけれども、これも状況を指導員等にも聞いてみましたが、やはりどうしても児童の安全管理という部分が先に立ってしまって、なかなか外遊びをできにくいところであるというような声もありますし、また、現状の中、子どもがそろわない部分が、時間的にばらばらに子どもが集まってくる中で、今の指導員の態勢では、なかなか外に連れていけないような部分もありますので、そういったような状況の中で、外遊びができていないというクラブも何か所かございます。

森井委員

休みの期間中に朝9時から5時まで丸のついていないところというのは、その教室などに朝から晩までいるということでもよろしいでしょうか。

(社教)社会教育課長

この中で出された資料によりますと、皆さんは1日クラブ内にいるというような形で、我々は押さえております。

森井委員

教室ということでいいのですね。今、クラブ内という言葉を使いましたけれども。

(社教)社会教育課長

教室内ということでもよろしいかと思えます。

森井委員

参考人招致のときにも、張碓のというようなお話もあって、放課後児童クラブにおいても、開放的な自然環境の整っているというようなお話もあります。逆に、朝から晩まで教室にいるというようなクラブもあります。今までは無料で提供しているというような状況ですから、親たちも、それに対して何かしら不満を申したりとかということも少なかったと思います。しかしながら、これからは事業収入を得るわけです。そんなに高いという金額かどうかというのは、それはまた別にして、事業収入を得るということは、それに対する質を高めなければいけない。特に全学校金額は一緒ですから、そこを下がるのはちょっと問題ではないかなと私自身は思っておりますが、今後の見解をお伺いします。

(社教)社会教育課長

現状の中では委員が指摘のような部分はあるということは、私どもも承知しております。そういった中で、今後サービスの拡充という面につきまして、例えば一つこの外遊びの例をとりましても、できるだけ全部の児童クラブができるような形の中で、例えば指導員の配置を厚くすると、そういった方向性で私どもは考えていかなければいけない、そのように考えております。

森井委員

子どもたちが危険な場所に行くかもしれないですから、そういうようないろいろな話もあるかもしれないですけども、実際ほかの学校では、グラウンドでも、体育館でも、また、プレイルームとかでも行っているわけです。そういった場合、そこに差が生じるようであれば、本当に事業収入を得ていいものなのかどうなのかというようなところに疑問が生じるわけです。これから、今、一つの例として放課後児童クラブを出させていただきましたが、いろいろな意味で事業収入を得るといふようなところに動く流れが出てくると思います。一つ一つそういうことの内容を精査して、その質というものを伴っていかなければいけない。そういう部分を見ていかなければいけないと思っておりますので、よろしく願いいたします。

審議会について

最後に、一般論なのですが、審議会ということについて、お伺いしたいのですが、審議会の目的というか、審議会を成り立たせている理由を答弁いただければありがたいのですが。

総務部次長

審議会、校区ごとにあります付属機関として審議会だとか、審査会だとか、委員会とかありますけれども、基本的には地方公共団体の事務について、調整、審査したり、審議したり、今から実施しようとする事業についての意見を伺ったり、そういうことになろうと思います。

森井委員

その中に、私自身は審議会というような話からさせてもらっているのですが、その審議会で集まっていたいてお話される方々というのはどのような形で選ばれるのでしょうか。一般論でもよろしいですが。

総務部次長

全体を把握していなくて申しわけないのですが、公募によるものだったり、各関係団体に選出を依頼して行っているというものがあります。

森井委員

私の個人的な認識としては、市民の方々に審議してもらおうというような印象があるので、いろいろな団体の代表の方もいらっしゃるかと思いますけれども、基本的には市民の方々だと思うのですが、そのような見解で問題になっていないのでしょうか。

総務次部長

今、市民の方たちというのは、専門性の必要なものであれば、その専門的な分野からお願いすることはあります。

森井委員

今まで何度か審議会というものに参加させていただきました。実際、傍聴席に座らせてもらって、傍聴させてもらっているのですけれども、その傍聴席で全く資料が出てこない場合が多々あります。資料のお渡しはできないですけれども、なかなか論議が見えないだろうからということで、資料を提出してくれる審議会ももちろんあるので、私自身は、今このような立場で仕事をさせてもらっておりますが、基本的に傍聴で座られて話を聞く方というのは市民だと思っておりますけれども、ちなみにその傍聴に座られている市民の方と審議会に参加されている市民の方は、何か差があるのでしょうか。あるならば、お伝えしたいのですけれども。

総務次部長

委員も各審議をするために選ばれたり、公募に選ばれてきて審議している人ですので、言葉だけで言いますと傍聴ですから、その審議の過程を聞くという立場ですので、そこにはもちろん違いはあろうかと思えます。

森井委員

おっしゃるとおりだと思います。審議をすることを聞いている人だと思います。しかしながら、その資料の差は私自身はないと思っています。市民の方々が話し合いをしているわけです。ですから、そこに話し合われている内容というものを、もっと市民に広げていくべきだと思うのです。先ほどの広報おたるもそうですし、ホームページを通してどのような話をしているのかと。今こういう話をしていると、これから市長に対してこういう答申案を出すのだと。しかも、皆さんはどう感じるのかと。そういうところに対して、その審議会に対しての論議はないですけれども、市民のそれぞれの気持ちでは必ず表に出てくると思うのですけれども、そういう部分が全く見えない。傍聴者もほとんどいない。それでは、市民に開かれている市政にならなくなってしまうのではないかなと。せっかくやっているものなのに、どうしてもそこが市民に伝わらない。だから、そういう部分が開かれているということ、こちらの方、いわゆる市職員の側がどんなに開いても、来ないというのは、そういうところにもあるのではないかなと思います。

審議会自体は、ホームページとかで見えても、いつ行のかというのを、自分自身は残念ながら見ていないですし、かなりすべての内容が話し終わった後に、こういう話があったというような、何か月も遅れたような状況で情報提供がされているように思います。先ほどの予算案の話ではないですけれども、ホームページというのも常々アップして、常々情報を提供する、そういうためのツールだと思います。そういうことも考えて、今後、市民との接点、そういう部分をもっと近づけるようにというような配慮をしていただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

総務部次長

まず最初に、傍聴している方への資料の配布についてでございますけれども、確かに情報公開の流れに沿いまして、審議会の内部で各委員で審議をして、公開の検討をしていきますので、それで公開する、しないというふうに決めて、支障のないものは公開する方向で整備されてきていると思います。

ただ、その傍聴している方へ資料を配布するという配慮は確かに今まであまりなされていなかったと考えます。ただ、一例を挙げますと、都市計画審議会等につきましては、その公開の仕方について、これは取決めを行っております。その中では会長が必要と認めるものは、傍聴されている方に配ることに決めております。

そのほかにも、ほかの都市でも市民参加という観点もありますので、基本的に傍聴されている以上は、審議の中身がよりよくわかっていただいてもいいわけですので、当然すべてをお渡しするわけにいかない部分はあるかと思っておりますので、一定の線は引くと思っておりますけれども、その資料を配布する、あるいは配布できないものは、置いて閲覧していただいているところもあるようですから、そういう方法を取りながら、基本としては公開して、なるべく資料も配布していく方向で、整理していききたいというふうに考えております。

また、審議会が開かれているかどうか分からないという部分は、確かにお知らせしている審議会もありますし、あまり市民に対して直接関係ない、かつてに判断してはまずいのですけれども、お知らせしていないケースもありますので、その辺もあわせて提示させていただきたいというふうに思います。

森井委員

依然、「やさしい市民ルール」というようなことが知らされているパーセンテージがとても低いと。一見、情報でも、市民ルールがどれくらい伝わっているのかとアンケート調査を行ったりとか、内部でどうしたら伝わるのかとか、いろいろなことが論議がされてはおりますけれども、一生懸命開いていると、決して隠してはいないというのはよくわかるのですけれども、市民側からすると、まだまだ届かない。だから、できれば市民側からも、もちろん市に対してのアプローチも必要ですが、逆に、市側がもっと市民に対してアプローチをしてもいいのではないかと、とてもそう感じます。市職員の方からのアプローチというのは、なかなか一市民としては感じられないので、そういうところをもっと論議して、市民周知を図れるようにしていただきたいと思いますので、その辺もいろいろな観点で検討いただければと思います。

委員長

市民クラブの質疑を終了し、れいめいの会に移します。

大橋委員

今日の質疑で、佐々木勝利委員や山田委員と重複している部分が3点ございます。当然、質問通告していますけれども、重複する部分はすべて省きまして、核心部分だけにするようにいたします。

給食用食器切替えの問題について

まず、食器切替えの問題なのですけれども、今、親の間に不安といいますか、不満といいますかがあるのが、先ほどの質疑の中で明らかになったように、切替えが19年までかかるという形で、小学校の部分が遅れております。そのために、親としてはもっと早くになると思っていたのが、まだそういう磁器食器ではないものを使わざるをえないということで、いろいろ話が出てきています。その中で、どうしても心配だという親が、子どもにその家庭の食器を持たせていく、つまりマイ食器というような形になるわけですけれども、そういうことについて教育委員会としての見解を聞きたいと思います。

(学教)学校給食課長

先ほども話しましたが、現在、より安全な食器ということで、強化磁器食器の準備を進めているところでございますけれども、財政悪化によりまして、年次計画で導入していくことにつきましては、学校関係者に話をし、理解を願っているところでございます。

そこで、今、委員からお話のございました自宅からの食器持参につきましては、材質によりましては、破損などによる事故ということもございます。また、持参した食器の洗浄の状況から言いますと、食中毒等の衛生管理上の問題も生じる部分もございまして、食器持参は好ましくないものと考えてございます。

大橋委員

見解はわかりました。

我々が子どものころは、食器を給食袋に入れて、自分で持ってくるという、それで破損も別になかったし、きれいだったかの問題は、家で洗って持っていきますから、今の非常に清潔感というところを重視する時代から比べますと、なかなか認めづらいという部分があるのかもしれないのですけれども、しかし、不安を与えたままでいるよりは、食器を持っていきたいと申請をした親に対しては、それを認めてもいいのではないかと思うのですけれども、再度伺います。

(学教)学校給食課長

確かに今、大橋委員は昔のお話をされたようでございますけれども、現在、その当時考えられなかった0・157ですとか、細菌も出てきておりますので、今お話のように自宅から食器を持ってくるのは、重ねて言いますけれども、好ましくないものと考えてございます。

大橋委員

この食器について、全国さまざまであると思います。そういうようなことを認めているところも、事例を調べればあるのではないかというふうに思っているのですけれども、学校長の判断といいますか、そういうような学校長の裁量の中で認めるというようなことはできない範囲でしょうか。

学校教育部長

課長の方からも話してございますように、確かに家庭から持ち込んだ食器というのは、ある面ではプラスの面もあるかと思いますが、例えば子どもたちが給食を配膳したりする場合に、いろいろ子どもたちは同じ器でしたら、高さですとか分量で同じ思いもするのですが、そういう面では、子どもたちは意外と食べ物に対して敏感なところもございます。何よりも今、食器に入っている化学成分のほかに、その使った食器を例えば学校で洗うといたしますと、その洗剤の部分でありますとか、そのまま持って帰ったときに、子どもたちにとってみたら、たいへん衛生面でマイナスの面が多いというのではなからうかと思っておりますので、また、先ほど食中毒のことも話されましたのですが、実際、学校では給食センターでは、じゅうぶん食中毒には気を使っているところがございますが、逆に外部からの、そういう雑菌でありますとか、食中毒の菌でありますとか、そういうのを心配すると、今の段階では、私どもといたしましては一応より安全な部分を考えますと、現状が一番よろしいのではないかなというふうに考えているところでございます。

大橋委員

はしについては認めていますよね。それはどうしてですか。

(学教) 学校給食課長

おっしゃるとおり、はしについては持参をお願いしておりますけれども、これは現状で調理場の中での洗浄が難しいということから、保護者をお願いしている部分でございます。

大橋委員

洗浄が難しいという部分だけの話だと、以前はけっきょく先割れスプーンなんていう代物があった。それで、はしなしでけっきょくやっていたわけですよ。だから、そういう衛生面から、いろんな部分からいうと、はしについては洗浄が難しいというだけの部分で認めているというのでは、納得がいかない部分があります。

ただ、これは、はしがどうこうということ、これ以上深めるつもりはないのですけれども、ただ現実、もうマイ食器を持っていっているという事例はありますから、これはその時々担任の判断、学校長の判断というような場合だと思うのですけれども、逆にここで質問したことによって、そういうことを制限するような方向にいかないでいただきたい。それを確認したいと思えます。

学校教育部長

はしの問題とか食器の問題は、いろいろな全国的な話も私たちは承知してございます。ただ、学校長で、いろいろな学校での意見ですとか、そういうのは意見聴取することができるかと思えますし、また、将来どうなるかというよりも、いろいろな給食にかかわる協議会もございますので、そういうところの意見も聞きながら、現状でいいのかどうかというのもじゅうぶん考えていきたいと思えますが、それがいつまでだとかではなくて、今、この意見だけ聴取していきたいなと考えております。

大橋委員

食物アレルギーへの対応について

続いて、山田委員の方から食育の話が出ていました。それで、私が聞きたいのは、食物アレルギーがあるという

ように申告してくる親とか、そういうのがあると思うのですけれども、その場合に現在の対応として、いわゆる別の給食、代替食を与えるという、それから原因の物質を取り除いた除去食を与えるということ、又は、けっきょくその子だけに弁当を持参することを認めるとか、そういうような部分のアレルギーに対する対応は現在どうしていますか。

(学教)学校給食課長

今、アレルギーに対する対応についてのお話でございましたけれども、アレルギーの生徒の個々の状況に合わせて、代替食といいますか、別のメニューを提供することは、統一的な学校行事ではたいへん難しい問題がございまして、今のところ代替食の配食は考えてございません。

大橋委員

要するに、アレルギーがあるというふうになっている場合も、学校給食を食べなさいという形で指導しているということですか。

(学教)学校給食課長

私ども、学校での指導の詳細については承知していないというのが実態でございますけれども、学校からアレルギーの子どもがいるという報告がございますので、その方たちには、毎月の保護者にお渡ししております学校給食便りのほかに、詳細な食材の内容を書いたものを渡しているというのが現状でございます。

大橋委員

そういった食材の内容を書いたものを渡しているから、そのときに親の方でチェックして、今日の給食は食べないと言った場合には食べなくていいと、そういう指導ですか。

(学教)学校給食課長

学校では、恐らくそういう指導をしていることと思います。

大橋委員

シックスクールについて

それでは次に、シックスクールについてお尋ねします。シックススクールということが非常に問題になっておりますけれども、実際にどういう症状で出るのかということと、小樽における発生例についてお尋ねします。

(学教)学務課長

シックススクールがどういう症状で出るのかということにつきましては、多種多様ということなのですが、一般的に言われておりますのは、頭痛だとか全身のけん怠感、それから不眠、動きなど、そういった特徴のないような症状が多いというふうに聞いてございます。

大橋委員

発生例は。

(学教)学務課長

発生例につきましては、先日の新聞の中でシックススクールの親の会ができたという中で、Dさんという方の子どもが発症したということを知ったという次第でございます。

大橋委員

埋蔵文化財の調査費について

次は、埋蔵文化財の調査費のことなのですが、埋蔵文化財ということで土器等の発掘が盛んに行われ、膨大な量がたまっているということは知っていますけれども、現在の保管状況はどういうふうになっていますか。

(社教)社会教育課長

埋蔵文化財の保管状況でございますけれども、現在、量徳小学校に埋蔵文化財整備事務所というのを構えておまして、そこで保管をしております。また、真栄消防署跡に保管をしております。それから堺小学校、朝里の旧出

張所に主に保管をしております。

大橋委員

全国で道路工事に膨大な量の土器が主なんでしょうけれども、石器が出ております。それで、あまりにもどんどん出てきて、どこの都市もそれで満杯になっているわけですが、それに対して文化庁では、1997年に埋蔵文化財の積極的活用についての指針を出していますが、その内容についてわかりますか。

(社教)社会教育課長

この1997年8月の文化庁からの通知ということございまして、出土品の取扱いについてということございませうけれども、これは近年になりまして出土品、これは開発事業等に伴いまして、発掘調査事業の増大に比例して出土品というのは非常に増大し続けていると。こういったものの取扱いは、いわゆる文化財保護行政の非常に大きな課題となっている部分があり、その部分を受けまして、文化庁の方では出土品の取扱いに関する基本的な考えというものを定めたところでございます。

主な内容につきましては、将来にわたって文化財として保存を要し、活用の可能性のあるものとそれ以外のものとに分けるといのが大きな問題でございます。

大橋委員

現在、復元されて博物館に飾られているのはわずかな量でありますし、また、段ボールの中にどんどん詰め込んでいるという状況から考えますと、文化的に将来活用するために保存していかなければならない量というのは限られているのではないかというふうに思うのです。そんなところから、これは今、けっきょく小樽の観光という部分で、小樽のまちの中に小さな博物館をたくさんつくったらどうかとか、それからまた、小樽の場合に、このまちの歴史と観光を結びつけるような部分があるのですけれども、埋蔵文化財で現在保存している部分を市民にどんどん活用してもらうことを考えていただきたいと思うのです。これは、いわゆる空き店舗を利用して、そこに埋蔵文化財を飾ってという都市もあるのですけれども、それは非常にコスト的に小樽ではかかりますし、コストのかかることはもう望めないまちですから、逆に商店だとか喫茶店だとか、いろいろなところで希望するところがあれば、埋蔵文化財を貸し出すだとか、それから又はけっきょく差し上げる、そういうような施策に踏み込んでいいのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

(社教)博物館長

埋蔵文化財を活用したまち角博物館というお話でございますが、今、全国的にも、そういった形で埋蔵文化財のみならず、地域文化財、地域の民俗生活資料等の公開というのは進んでおります。私どもも博物館の埋蔵文化財だけにこだわらず、もう少し幅広く研究してみたいと思います。民間の意見も聞きながら、もちろん要望を酌み取りながら、その方向性を見出してみたいと思います。

委員長

れいめいの会の質疑を終結いたします。

以上をもちまして、本日の質疑を終結し、散会いたします。